

認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村

## 第3次朝日村男女共同参画計画

女性活躍推進計画・DV対策基本計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月



## はじめに

朝日村では、平成17年に「朝日村男女共同参画計画」、平成20年に「第2次朝日村男女共同参画計画」を策定し、本村の地域性を踏まえた計画を推進してきました。その後、本村を取り巻く情勢とともに、人々のライフスタイルや価値観も変化し、多様性を認め合う社会が望まれるようになっていきます。

今回、村民の皆様のご協力のもと実施したアンケートから、男女共同参画に対する皆様のお考えを調査することができましたので、アンケート結果に基づいて、審議会等で新たな計画を策定するための議論を重ねてきました。

このたびの「第3次朝日村男女共同参画計画」は、いままで推進してきた、第1次・第2次計画の要素を受け継ぎつつ、朝日村第6次総合計画の個別計画として、国や県の計画との整合性を図りながら策定いたしました。

基本理念にあるように、互いを「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」を実現できるよう、村民の皆様の一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました、朝日村男女共同参画審議会の委員の皆様、アンケートにご協力いただきました村民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

朝日村長 小林 弘幸

脱炭素・DX・ポストコロナ・人生100年・多様な性を認める—このように社会が表現される時代の真ただ中に「第3次朝日村男女共同参画計画」は策定されました。

計画の目指す「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」が実現した時、どんな姿が描けるのか、想像してみましょう。こうした姿の実現のために、個人や家庭を始め、地域、企業、村はどのような具体的行動を進めるか、限られた時間は5年です。できるところから始めましょう。

本日この計画が策定されるにあたり、村民アンケートを始め、庁内会議、審議会など数多くの時間をかけて検討を重ねてきました。関係されたすべての皆さんに深く感謝申し上げます。また本編のコラムに取材協力いただいた方々によって、親しみと温もりを感じる計画となりました。アドバイザーの特定非営利活動法人SCOOPにも御礼申し上げます。

計画は実行されて初めて目標に近づきます。次世代に魅力ある村を渡すのは、今を生きる私たちの役割です。着実に歩を進めましょう。

令和3年3月

朝日村男女共同参画審議会会長 塩原 智恵美

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ.....	2
第3節 計画期間 .....	4
第4節 策定体制と推進体制.....	4
<b>第2章 男女共同参画の背景</b> .....	5
第1節 男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向 .....	5
第2節 各種データからみた本村の現状と課題 .....	6
1. 各種統計データ .....	6
2. 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査 .....	9
3. 現状と課題のまとめ .....	18
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	19
第1節 基本理念 .....	19
第2節 基本目標 .....	19
第3節 施策体系 .....	20
<b>第4章 施策の展開</b> .....	21
基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備 .....	22
施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備 .....	22
施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 .....	23
基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進.....	25
施策3 ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進 .	25
施策4 雇用の場における女性活躍の推進 .....	27
施策5 農家等自営業における男女共同参画の推進 .....	28
施策6 政策・方針決定の場における女性活躍の推進 .....	30
施策7 地域・自主活動における男女共同参画の推進 .....	32
基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現 .....	34
施策8 非常時における男女共同参画の推進 .....	34
施策9 ライフステージに応じた健康支援 .....	36
施策10 暴力やハラスメントの根絶 .....	38
施策11 困難を抱える女性等への支援 .....	39
<b>資料編</b> .....	40
第1節 用語解説 .....	40
第2節 設置要綱 .....	43
1. 朝日村男女共同参画審議会設置要綱.....	43
2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会設置要綱 .....	44
第3節 委員名簿 .....	45
1. 朝日村男女共同参画審議会 .....	45
2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会.....	45
3. 朝日村男女共同参画審議会/朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会事務局 .....	45
第4節 諮問書/答申書 .....	46
1. 諮問書 .....	46
2. 答申書 .....	47
第5節 策定の経過 .....	48

# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の趣旨

わが国では、1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の実現を目指してきました。

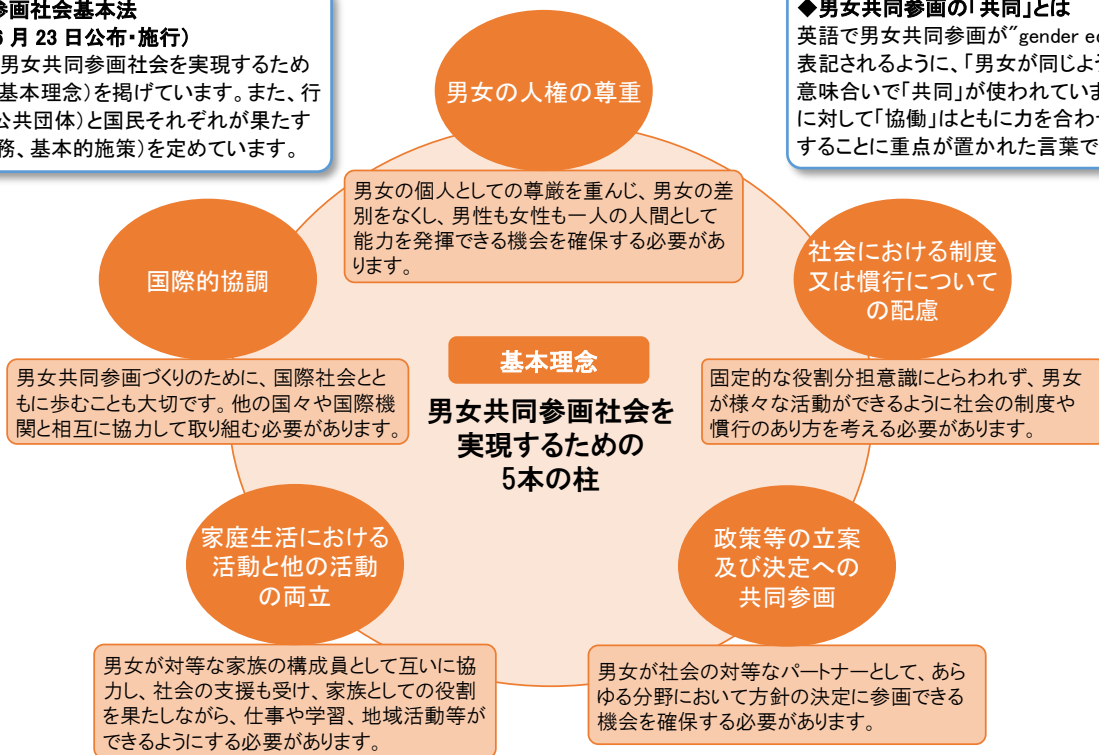
また、2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、配偶者暴力防止法)」、2015年(平成27年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法)」、2016年(平成28年)には「改正男女雇用機会均等法」が成立し、着実に男女共同参画社会の実現に向けて法整備が進められています。

しかし、世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダーギャップ指数<sup>\*</sup>が毎回下位にとどまるなど、国際的にみるとわが国の男女共同参画の水準はまだまだ低いのが現状です。

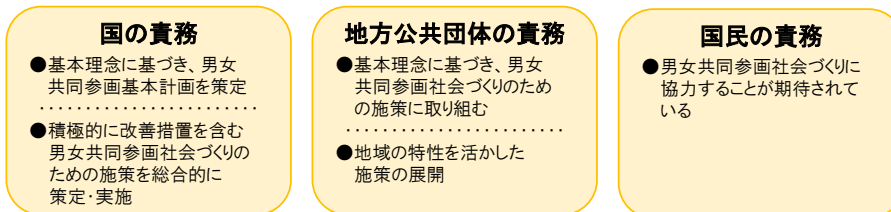
### 男女共同参画社会の基本理念

◆男女共同参画社会基本法  
(平成11年6月23日公布・施行)  
基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。また、行政(国、地方公共団体)と国民それぞれが果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。

◆男女共同参画の「共同」とは  
英語で男女共同参画が“gender equality”と表記されるように、「男女が同じように」という意味合いで「共同」が使われています。それに対して「協働」はともに力を合わせて活動することに重点が置かれた言葉です。



### ====国・地方公共団体及び国民の役割====



出典：内閣府男女共同参画局ホームページを参考に作成

※巻末資料の用語解説参照

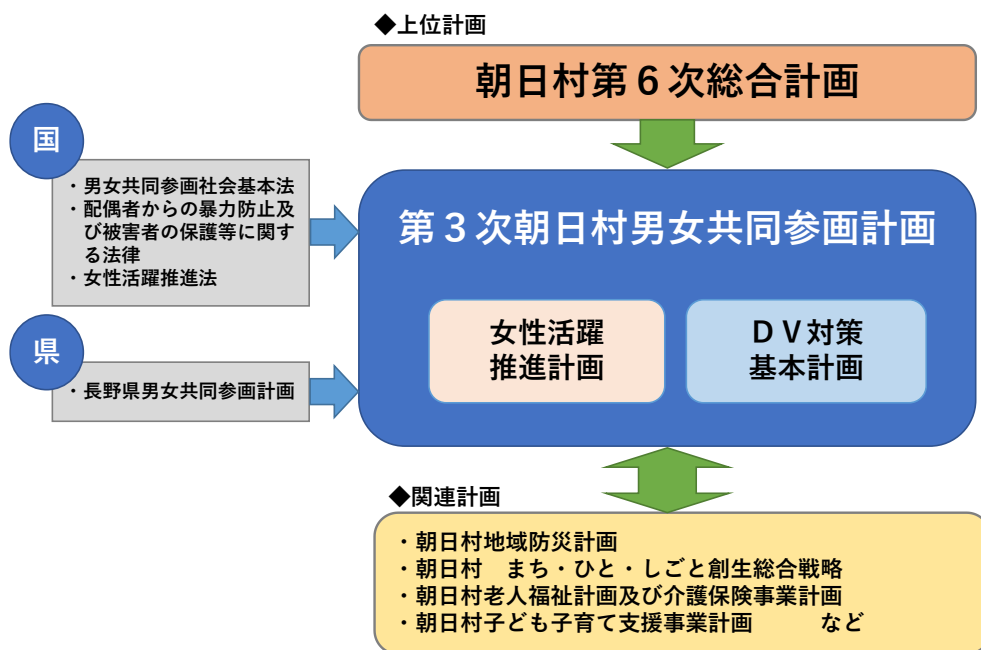
男女共同参画社会基本法の制定により、各自治体においても男女共同社会の形成のための市町村計画策定が努力義務とされました。朝日村では2003年（平成15年）に「農村男女共同参画プラン（平成15～18年度）」、2005年（平成17年）には「朝日村男女共同参画計画（2005～2007年度（平成17～19年度）」、2008年（平成20年）には「第2次朝日村男女共同参画計画（2008～2012年度（平成20～24年度）」を策定し、農業を基幹産業とする本村の地域性を踏まえた男女共同参画を推進してきました。

以後、本村を取り巻く社会環境は大きく移り変わり、日進月歩の技術革新等によっても、人々のライフスタイルや価値観に変化が生じてきています。男女がお互いに支え合い、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現という基本理念に変わりはないものの、現在では、男女という性別自体を越えて、多様な性のあり方が議論され、いかに個人が自分らしい生き方を選択できるかが問われる時代になっています。

こうした時代変化や本村の現状と課題を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、基本理念である「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」を実現するため、新たに「第3次朝日村男女共同参画計画（2021～2025年度（令和3～7年度）」を策定します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、総合的なむらづくりの方向性を示した「朝日村第6次総合計画」に基づき、男女共同参画分野を推進するための個別計画として位置づけられるとともに、子育てや福祉など他の分野の個別計画とも関連しながら、これからの男女共同参画の推進に向けた取組の方向性を示すものです。また、国や長野県の最新の計画との整合を図って策定します。



男女共同参画計画には、女性の職業生活における活躍の推進にかかる施策を含むことから、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」を包含した計画とします。

同様に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画（DV対策基本計画）に関連する施策についても本計画に含まれるため、一体的に策定します。

#### ◆男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められている「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」。男女共同参画推進のために、総合的かつ計画的な実施を目的として策定します。

#### ◆女性活躍推進計画

2016年（平成28年）に施行された「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、村の女性のあらゆる分野の職業生活における活躍を推進するための施策を策定します。

#### ◆DV対策基本計画

2013年（平成25年）に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力を防止し、女性を守るための施策を策定し、本村のDV対策基本計画とします。

### 第3節

## 計画期間

計画期間は2021年度(令和3年度)から2025年度(令和7年度)の5年間とします。

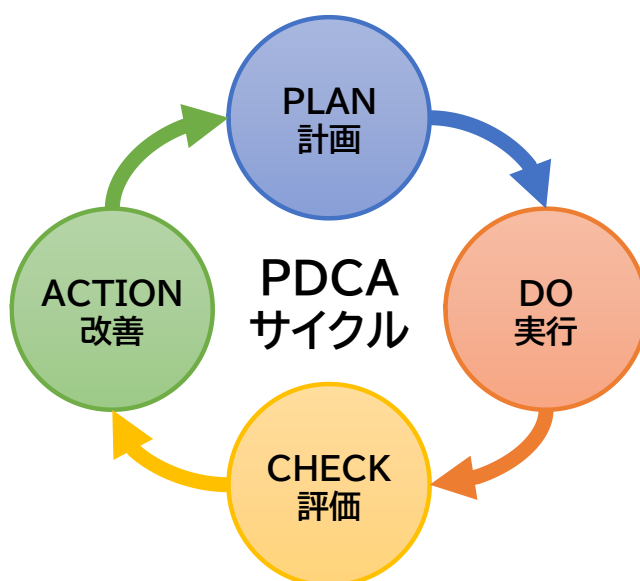
ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを検討します。

### 第4節

## 策定体制と推進体制

策定にあたっては、庁内の男女共同参画推進組織である「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」、村民や有識者の参画による「朝日村男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、村民アンケート調査の実施、パブリックコメントの実施により、広く村民の意見を聴取し、反映しています。

また、本計画はPDCAサイクル※に基づき、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」において目標の達成状況を定期的に確認し、評価・検証を踏まえて、取組の改善を図ることに加え、「朝日村男女共同参画審議会」において外部評価も行います。



※巻末資料の用語解説参照



## 第2章 男女共同参画の背景

### 第1節 男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向

#### (1) 国際目標「SDGs※」におけるジェンダー※平等

国連サミットで採択され、2030年（令和12年）を目指して設定された国際目標「SDGs※（エスディー・ジーズ）」のなかで、「ジェンダー※平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う」という目標が掲げられています。SDGs※は国際的に推進すべき目標であり、わが国でも自治体レベルでSDGs※を取り入れた施策の推進が推奨されています。



#### (2) 多様な性の概念の浸透

性同一性障害やLGBT※など多様な性のあり方についての認知が広まり、性は男女だけで区別できるものではないという考え方が浸透してきています。こうした考え方を踏まえ、社会的にも多様な個性や特性を持った人材の活用を目指すダイバーシティ※という概念が企業等で取り入れられるようになってきています。

#### (3) 人生100年時代における価値観の転換

わが国では長寿化が進み、かつてない高齢社会を迎えようとしています。「人生100年時代」と言われる現代において、いかに健康で長生きするかが社会全体の課題といえます。男女共同参画の分野においても、アクティブシニア※の活躍の場づくり、いきがいづくり、リカレント教育※（学びなおし）などが新たなキーワードとなっています。

#### (4) 技術革新による働き方・生活の仕方の変化

ビッグデータ、AI、ロボットなど第4次産業革命※や Society5.0※といわれる新しい技術革新の時代を迎えています。新技術によりテレワーク※、副業など仕事の価値観や働き方に変化が生まれるとともに、ワーク・ライフ・バランス※がより重視されるようになることが考えられます。



#### (5) 多様化する暴力やハラスメントへの対応

女性への暴力やハラスメント※が多様化しています。特に、インターネットメディアが人々の生活に浸透したことにより、ネット上でのハラスメント※や性暴力も新たに生まれており、さまざまな場面での暴力・ハラスメント※への対応が求められるようになってきました。

#### (6) 新型コロナウイルス、頻発する災害への対応

新型コロナウイルスという新たな感染症リスクの発生や、地球温暖化等の影響により災害の脅威が高まるなど、異常時に備えた対策が重要になってきています。被害や影響の受け方は男女で違いがみられることから、防災やガイドラインづくり等におけるジェンダー※の視点からの検討が求められています。

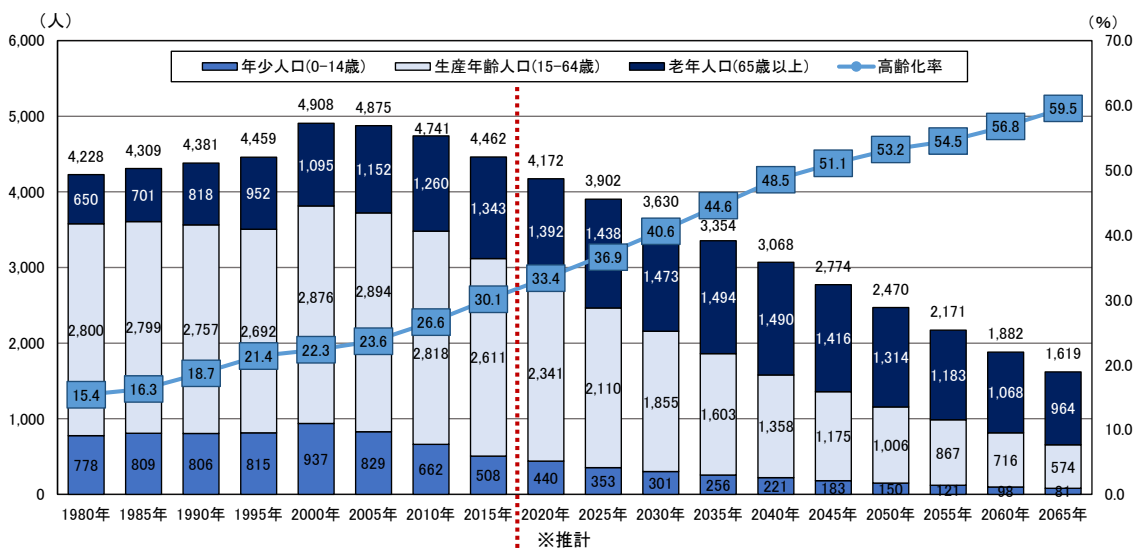
※巻末資料の用語解説参照

1. 各種統計データ

(1) 人口の推移と見通し

本村の人口は、2000年（平成12年）をピークに減少に転じ、2015年（平成27年）は 4,462 人となっています。1990年（平成2年）から老年人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を上回りはじめ、2005年（平成17年）以降は生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。一方、老年人口は増え続け、2015年（平成27年）にすでに高齢化率は30%を超えています。さらに2030年（令和12年）には高齢化率は40%を超えると推計されています。

年齢3区分人口の推移と推計

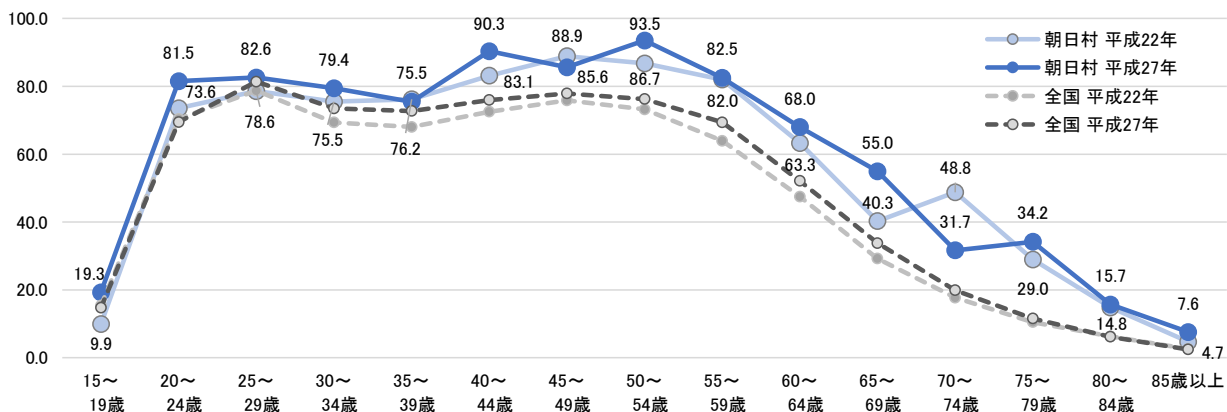


出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計  
 (注) 実績の総人口は年齢不祥を含む

(2) 女性活躍の状況

① 女性の年齢階層別労働力率※（全国との比較）

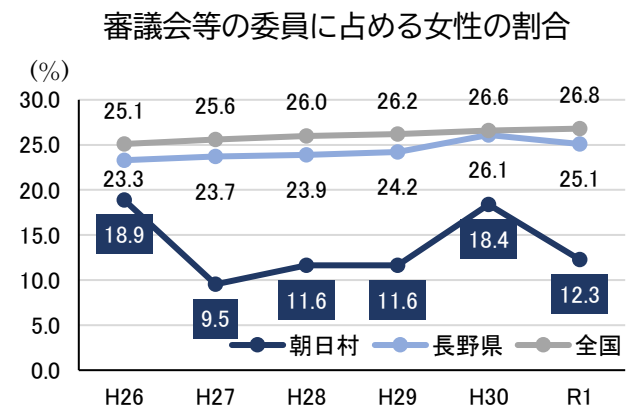
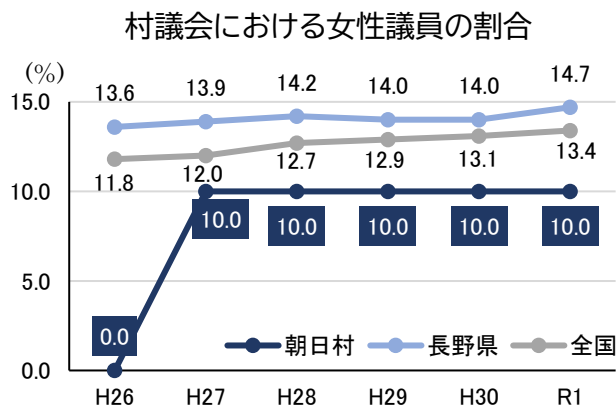
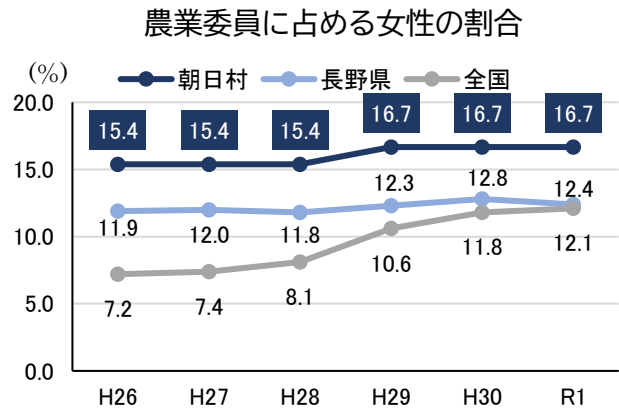
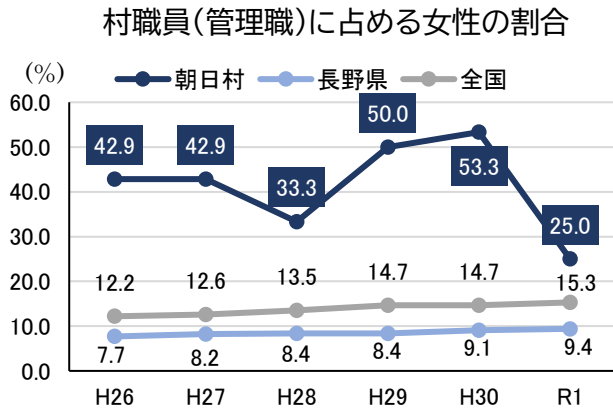
本村における女性の労働力率※は、子育て世代とみられる30代で下がる傾向にありますが、全国に比べると数値がやや高く、子育て中も社会で女性が活躍していることがうかがえます。また、2010年（平成22年）に比べ、2015年（平成27年）の方が概ねどの年代も労働力率※が高くなっています。



出典：国勢調査  
 ※巻末資料の用語解説参照

## ②村議会等、公職における女性の割合

本村では初めての女性議長が誕生したほか、村職員の課長相当職や農業委員に占める女性割合が国や県に比べ高い水準にあり、政策決定や意思決定の場における女性登用は一定程度進んでいます。一方、村議会議員や審議会等の委員に占める女性割合が国や県に比べ低いほか、自治会長、公民館長、小中学校PTA会長、消防団員などの地域組織にいたっては、女性の役職登用の実績がありません。地域の意思決定にかかわる役職への女性参画が課題となっています。

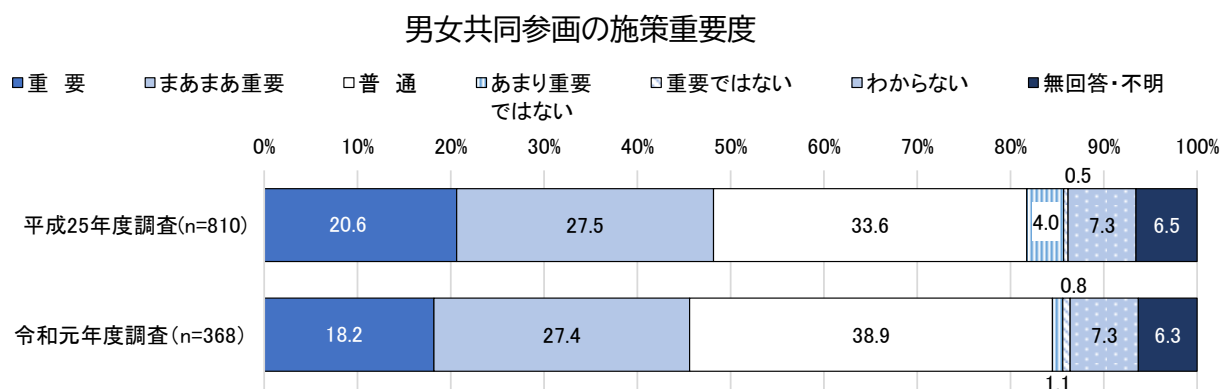
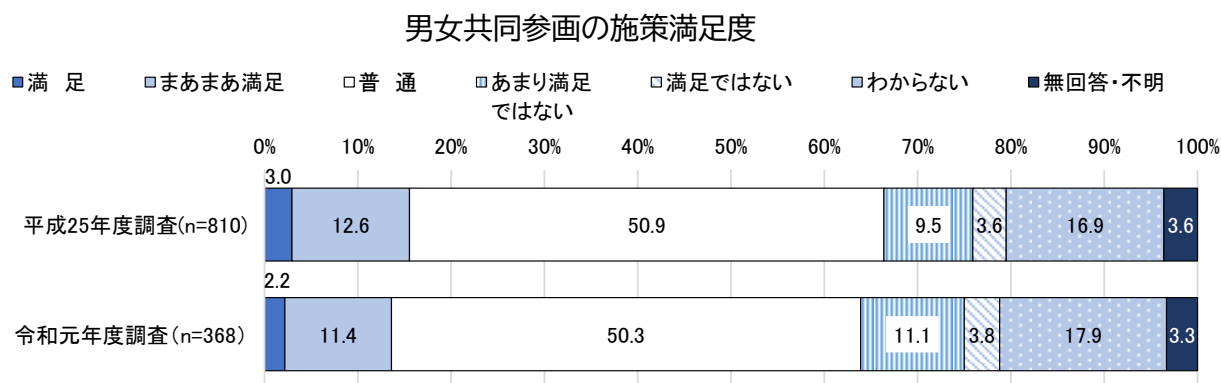


出典：朝日村・長野県 長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ  
 全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

### (3)男女共同参画の施策の進捗評価

総合計画の策定に合わせて、約5年ごとに実施している村民アンケートにより、村の施策の満足度・重要度評価を把握しています。「男女共同参画」施策についての満足度（「満足」と「まあまあ満足」の合計）は令和元年度調査において 13.6%にとどまっており、平成25年度調査とほとんど変わっていません。

また、「男女共同参画」施策の重要度（「重要」と「まあまあ重要」の合計）評価では、半数近い45.6%の村民が重要と感じており、満足度の向上に向けて施策の推進が求められます。



出典：朝日村第5次総合計画に関する村民アンケート調査  
朝日村第6次総合計画に関する村民アンケート調査

## 2. 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査

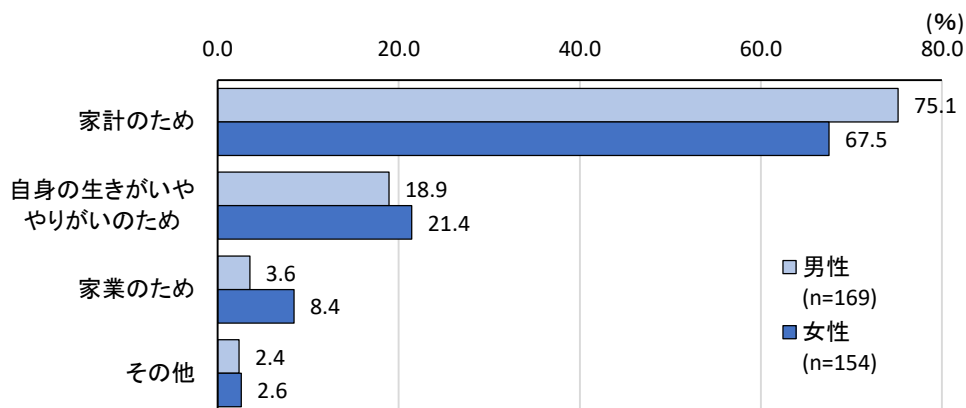
本調査は、「第3次朝日村男女共同参画計画」の策定に向けて、朝日村の男女共同参画における村民の意識や実態を調査し、現状と課題を把握するために実施しました。

調査対象者	住民基本台帳から無作為抽出した村内在住の15歳以上の男女
配布数	800名
有効回収数	468名(有効回収率 58.5%)
調査期間	令和2年8月20日(木)~令和2年9月10日(木)
調査方法	質問紙法(郵送等による配布・回収)

### (1) あなたの仕事の状況について

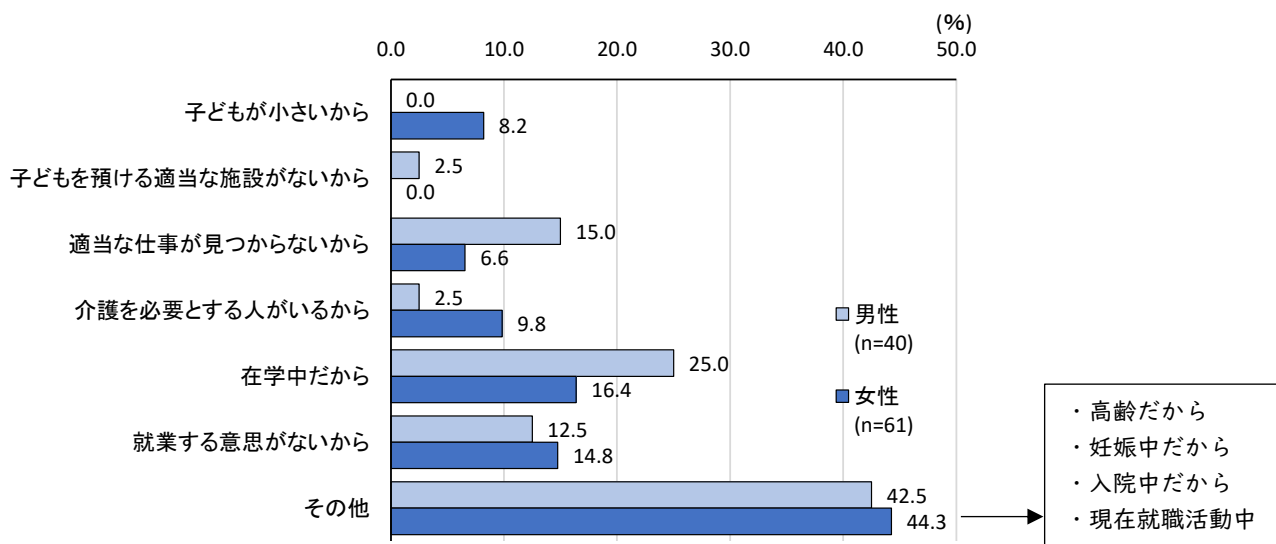
#### ■仕事をしている理由

現在仕事をしている理由としては、「家計のため」が男女とも最も高くなっています。「自身の生きがいややりがいのため」「家業のため」と回答する割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。



#### ■仕事をしていない理由

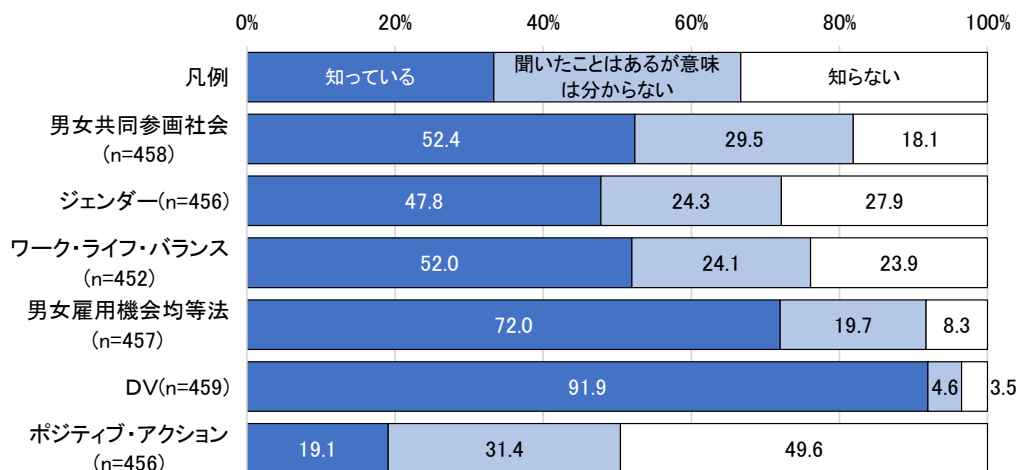
現在仕事をしていない理由としては、「その他」が男女ともに最も多く、多様な事情がありますが、「子どもが小さいから」「介護を必要とする人がいるから」という回答が男性よりも女性で高くなっていることから、子育てや介護が女性の仕事に大きく影響していることが考えられます。



## (2)男女共同参画について

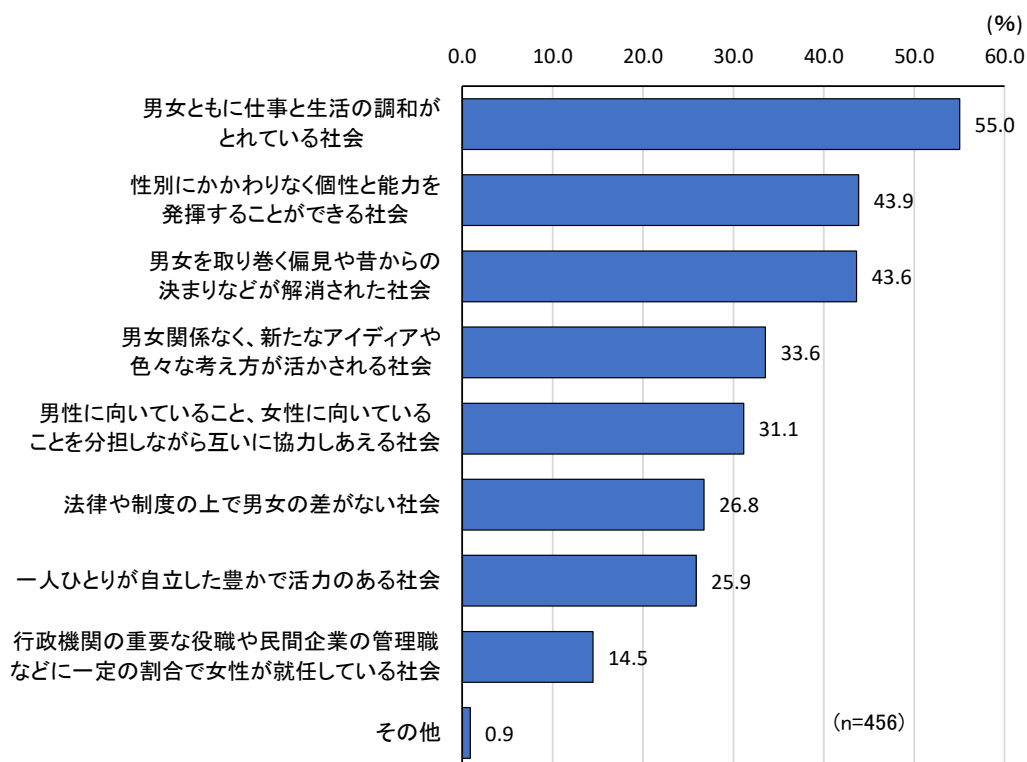
### ■男女共同参画にかかわる用語の認知度

男女共同参画にかかわる用語の認知度は、「DV」は91.9%、「男女雇用機会均等法」は72.0%の人が意味を「知っている」と回答しているのに対して、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス※」、「ジェンダー※」は約半数の認知度となっています。



### ■目指すべき男女共同参画社会のイメージ

朝日村が最終的に目指すべき「男女共同参画社会」は、「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が55.0%と最も高く、次いで、「性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる社会」「男女を取り巻く偏見や昔からの決まりなどが解消された社会」があげられています。

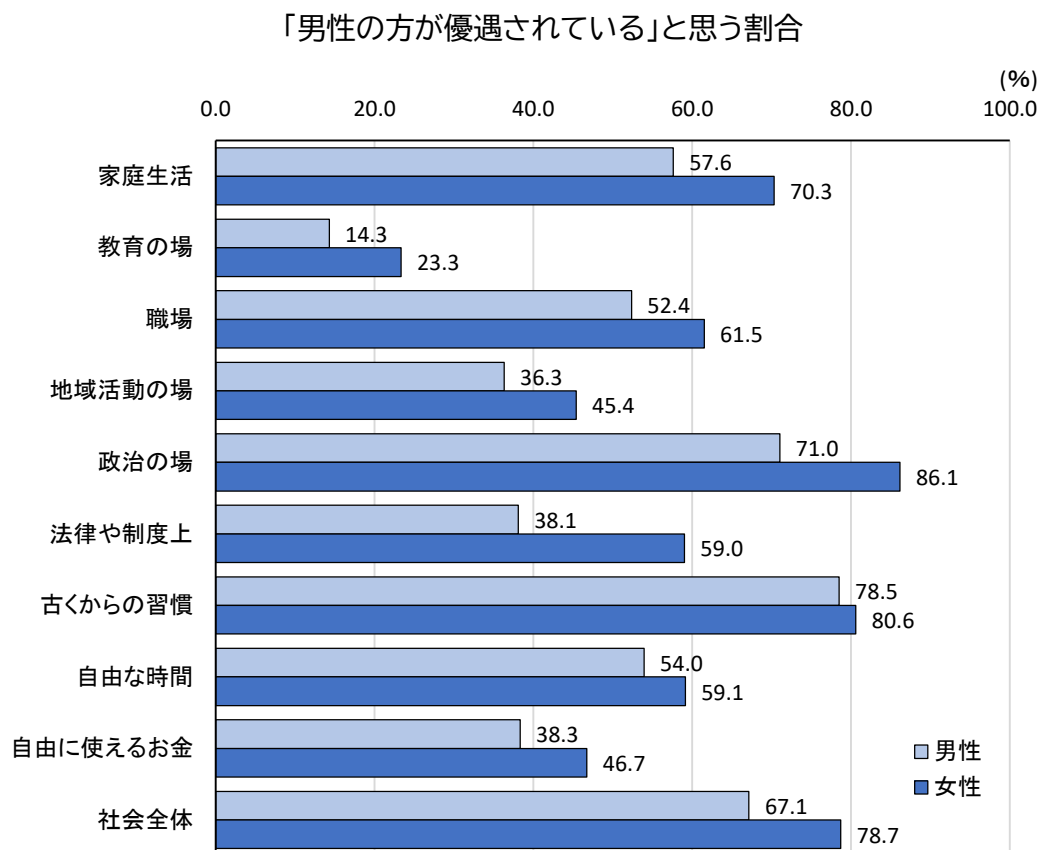


※巻末資料の用語解説参照

### (3)男女平等・男女の役割意識について

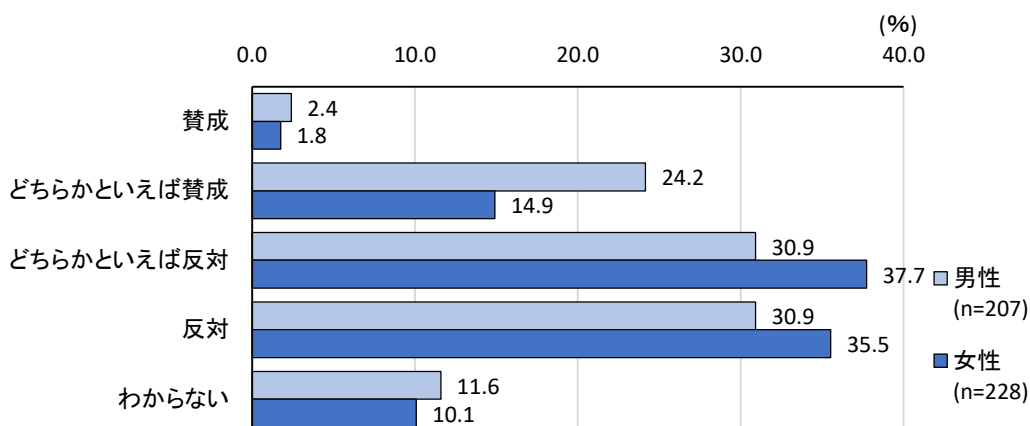
#### ■様々な場面における男女の平等の状況

様々な場面における「男性の方が優遇されている」と思う割合を男女別にみると、女性は「政治の場」や「古くからの習慣」、「家庭生活」、「社会全体」で7割を超えて高くなっています。全般的に男性よりも女性の方が「男性が優遇されている」と感じている人が多く、考え方に男女差がみられます。



#### ■性別によって役割を固定する考え方への賛否

性別によって役割を固定する考え方への賛否は、女性の方が「反対」「どちらかといえば反対」と回答している割合が高くなっています。

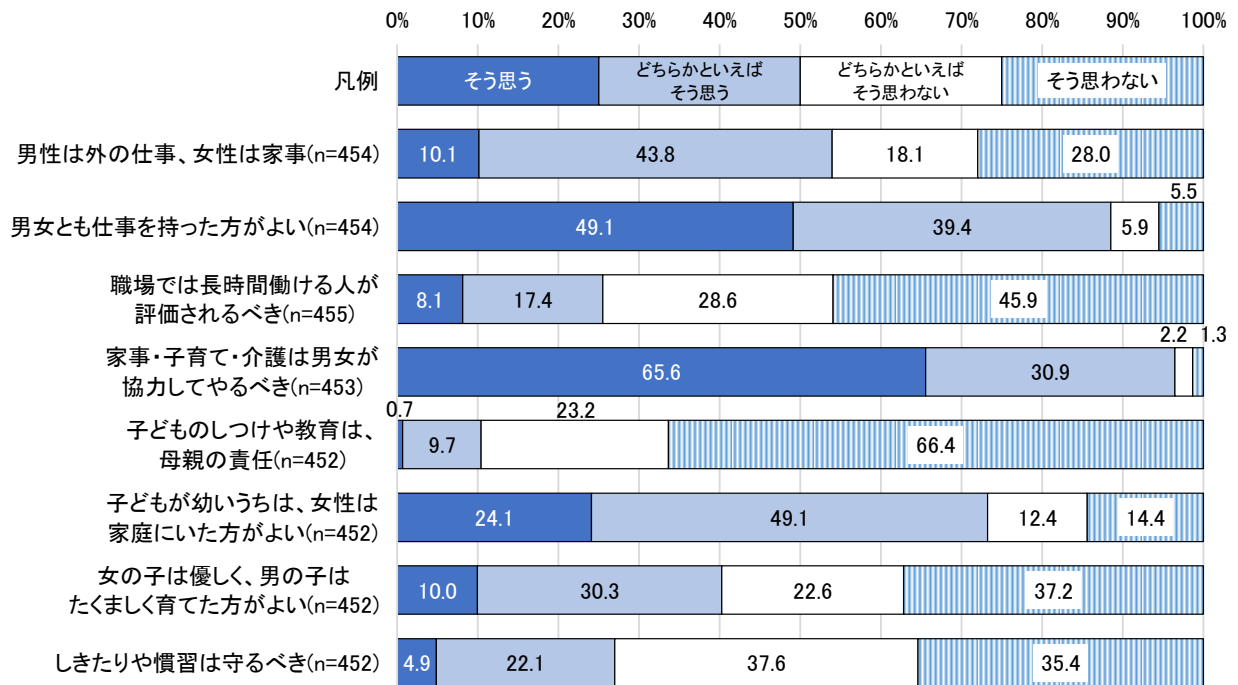




## ■男女の役割分担に関する意識

男女の役割分担に関する意識をみると、「男女とも仕事を持った方がよい」「家事・子育て・介護は男女が協力してやるべき」に対して、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答している人の割合は8割を超えています。

一方、「男性は外の仕事、女性は家事」は 53.9%が、「子どもが幼いうちは、女性が家庭にいたほうがよい」は 73.2%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。



## (4)ワーク・ライフ・バランス※について

### ■ワーク・ライフ・バランス※の現状

ワーク・ライフ・バランス※の現状では、「仕事」優先が 34.5%と最も高く、次いで「仕事」と「家庭生活」をとともに優先が 31.6%となっています。国や県の同様の調査と比較し、本村では「仕事」と「家庭生活」をとともに優先しているという割合が高く、ワーク・ライフ・バランス※が進んでいることがうかがえます。

	朝日村	国	県
「仕事」優先	34.5%	25.9%	38.4%
「家庭生活」優先	14.2%	30.3%	18.0%
「地域・個人の生活」優先	1.3%	4.5%	4.2%
「仕事」と「家庭生活」をとともに優先	31.6%	21.0%	17.7%
「仕事」と「地域・個人の生活」をとともに優先	4.2%	3.1%	4.2%
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をとともに優先	3.5%	8.1%	4.2%
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をとともに優先	7.7%	5.1%	4.3%
わからない	2.9%	1.9%	8.9%

出典：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（2019年）

長野県「令和元年度県民意識調査」（2019年）

（注）県の回答は無回答も含んだ人数をベースにした割合

※巻末資料の用語解説参照

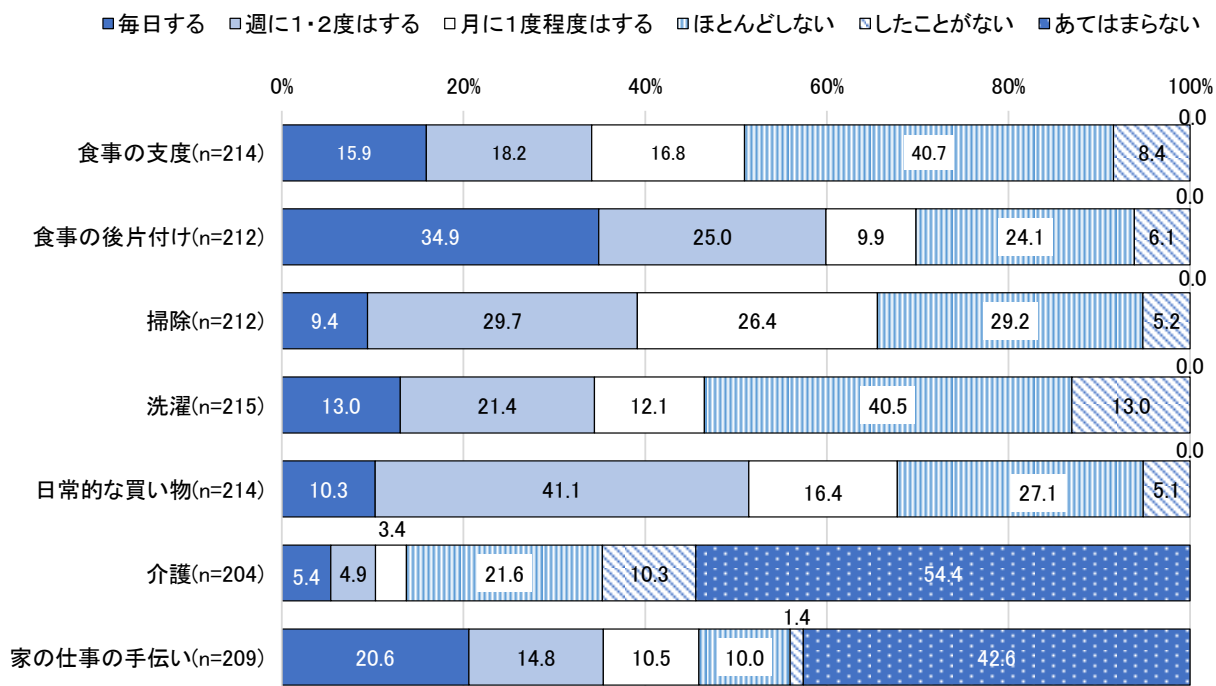


## (5)家庭内の男女共同参画について

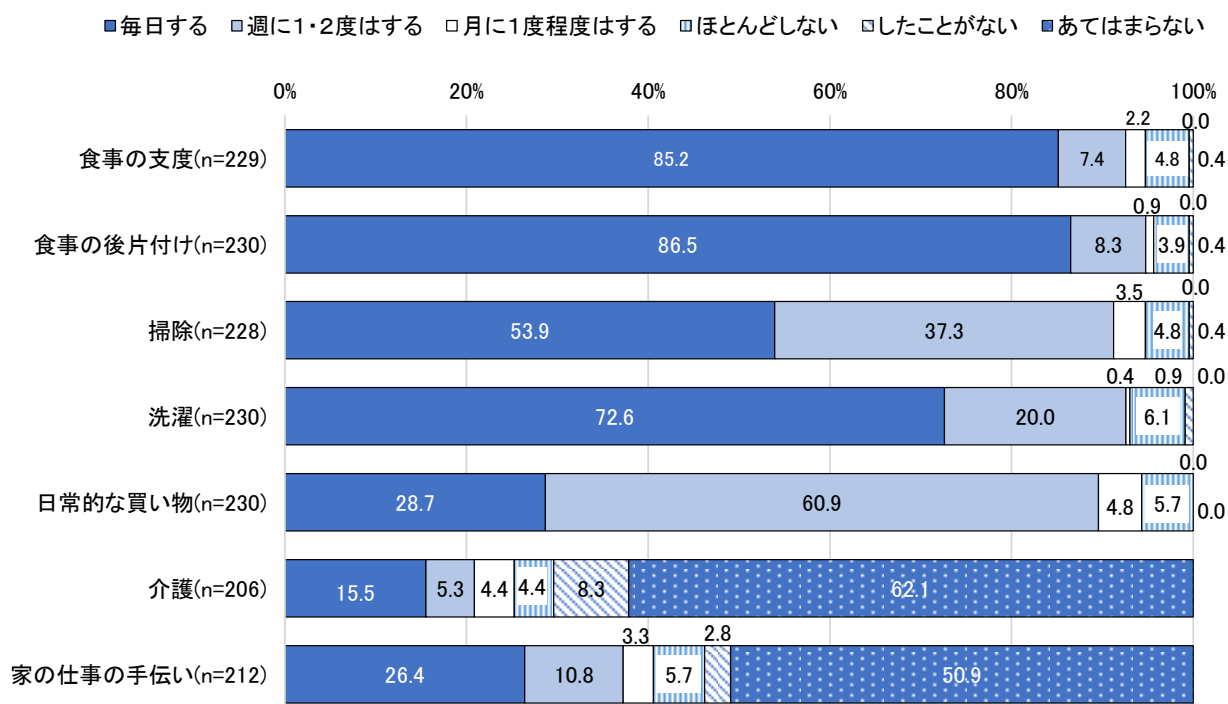
### ■家事等の実施状況

家事等の実施状況を男女別にみると、「食事の後片付け」を毎日する男性は 34.9%いますが、それ以外の家事については、男性の参加がまだ少なく、女性が毎日行っている家庭が多いのが現状です。

#### 【男性】



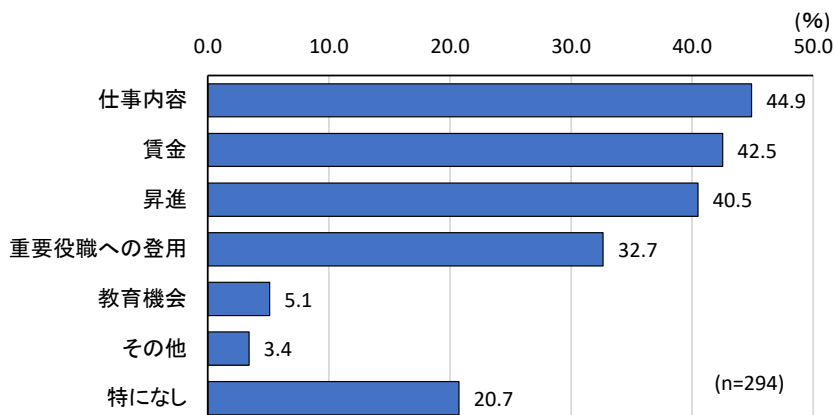
#### 【女性】



## (6)仕事における男女共同参画について

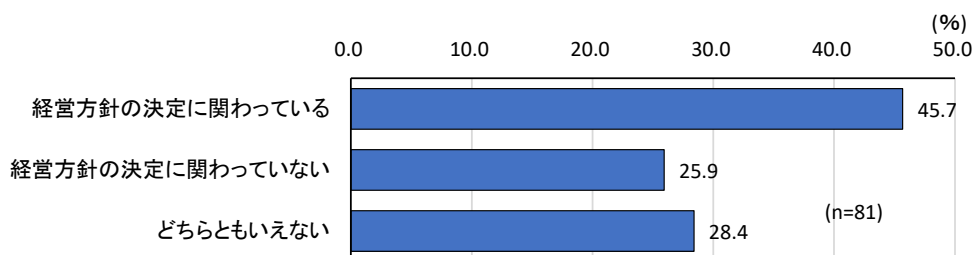
### ■職場の中で男女の待遇に差があると感じる分野

雇用の場において「仕事内容」「賃金」「昇進」で男女の待遇の差を感じるという人が4割以上となっており、依然として男女格差があることがうかがえます。



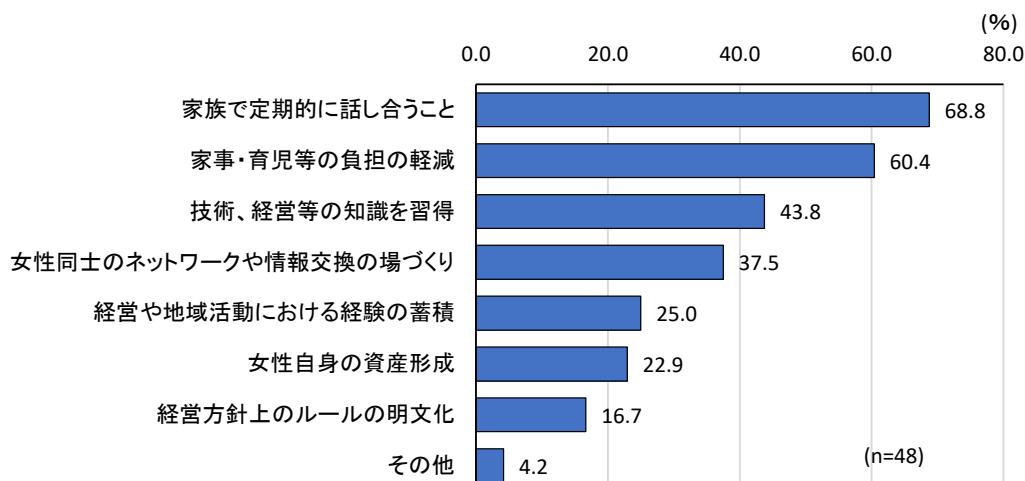
### ■自営業の経営における女性の参画の状況

自営業の経営における女性の参画状況では、「経営方針の決定に関わっている」が45.7%となっています。



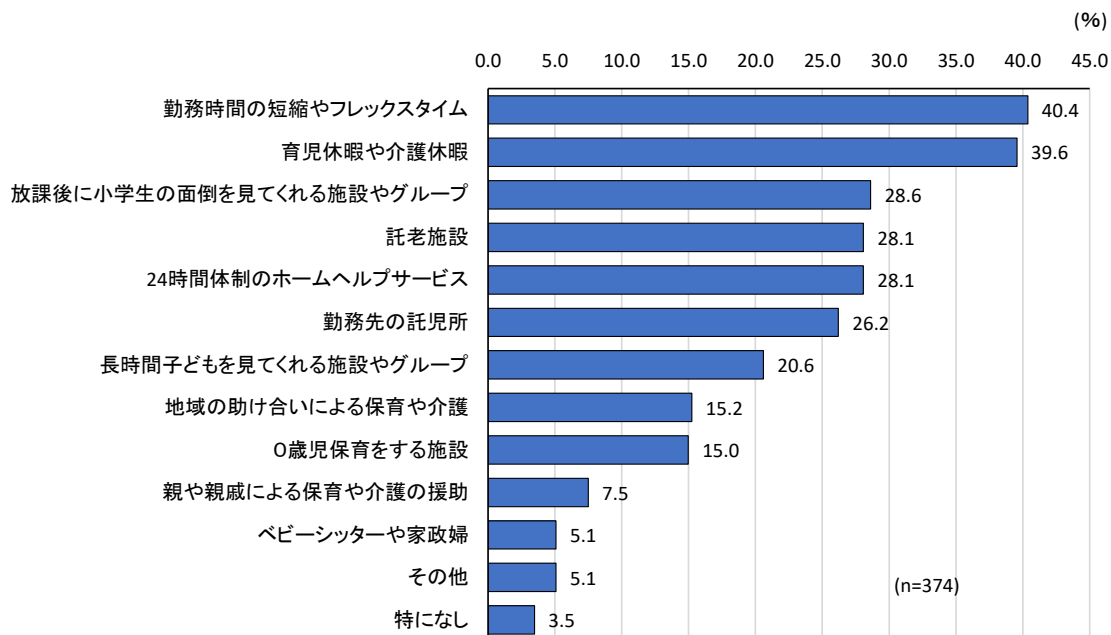
### ■女性が農業経営に参画しやすくするために必要なこと

女性が農業経営に参画しやすくするために必要なことでは、「家族で定期的に話し合うこと」が68.8%と最も高く、次いで「家事・育児等の負担の軽減」があげられています。



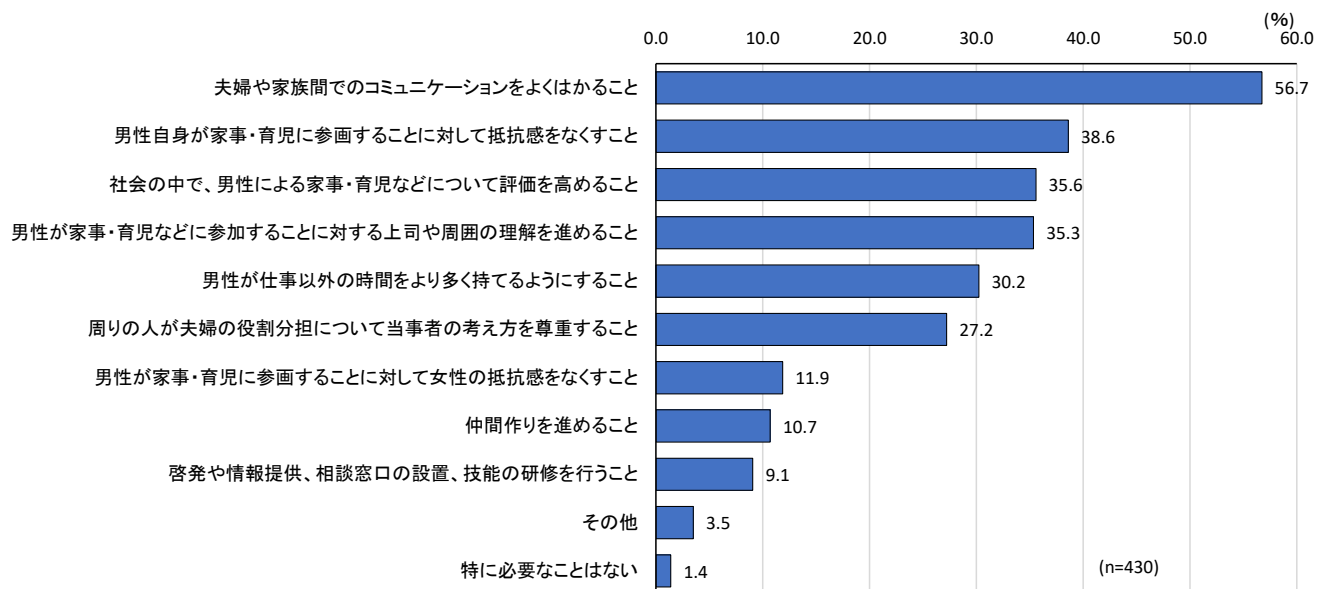
## ■男女が平等に働き続けるために必要なこと

男女が平等に働き続けるために必要なことは、「勤務時間の短縮やフレックスタイム※」が40.4%、次いで「育児休暇や介護休暇」が39.6%となっています。



## ■家事等に男性が積極的に参画するために重要なこと

家事等に男性が積極的に参画するために重要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」が56.7%と最も高くあげられています。

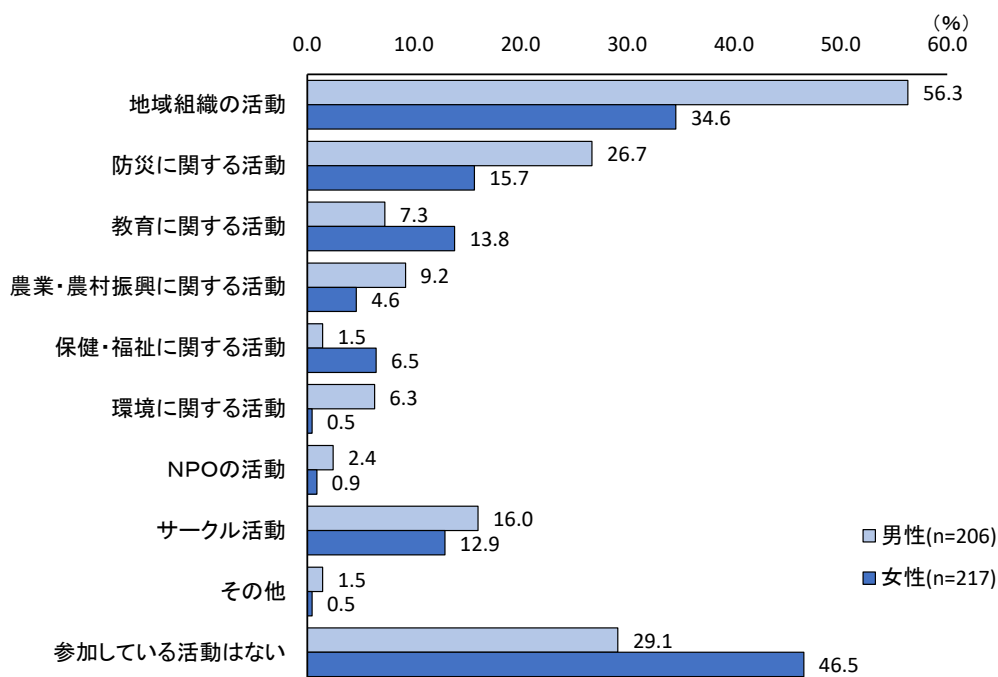


※巻末資料の用語解説参照

## (7)地域活動における男女共同参画について

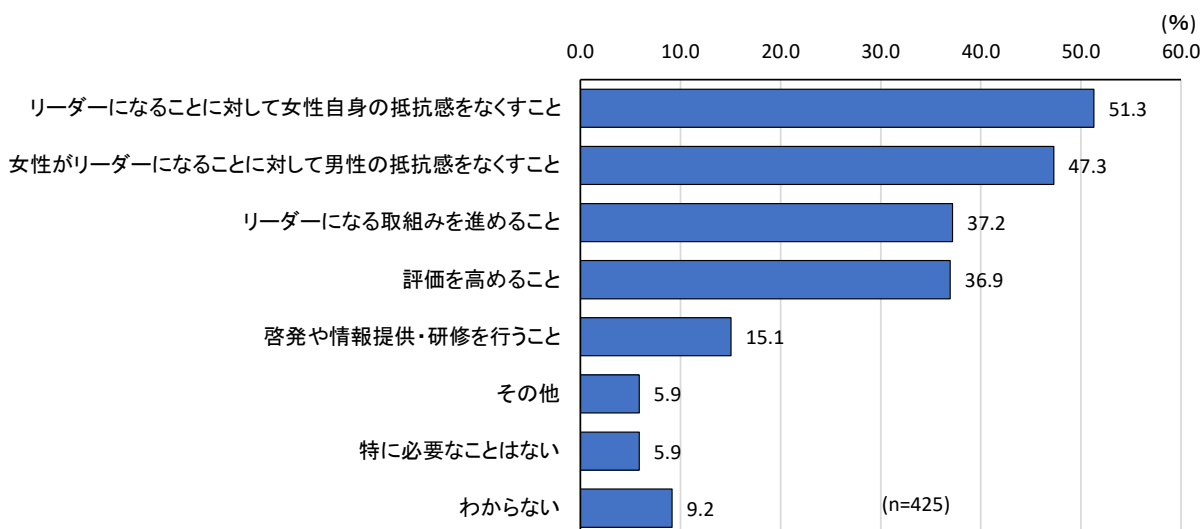
### ■現在参加している活動

現在参加している活動を男女別にみると、「地域組織の活動」「防災に関する活動」において、男性の割合が女性よりも高くなっています。一方で、女性は男性よりも「参加している活動はない」と回答している割合が高くなっています。



### ■女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

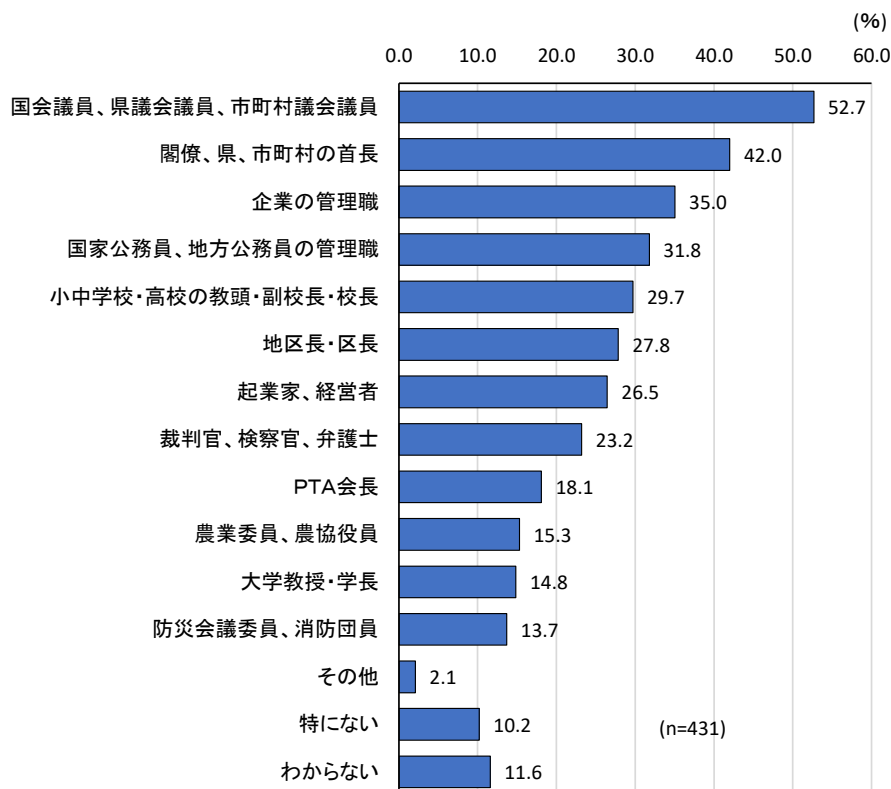
女性が地域活動のリーダーになるために必要なことは、「リーダーになることに対して女性自身の抵抗感をなくすこと」が 51.3%、次いで「女性がリーダーになることに対して男性の抵抗感をなくすこと」が 47.3%となっており、男女ともに抵抗感を払拭していく取組が必要です。



## (8)政策・方針決定の場における男女共同参画について

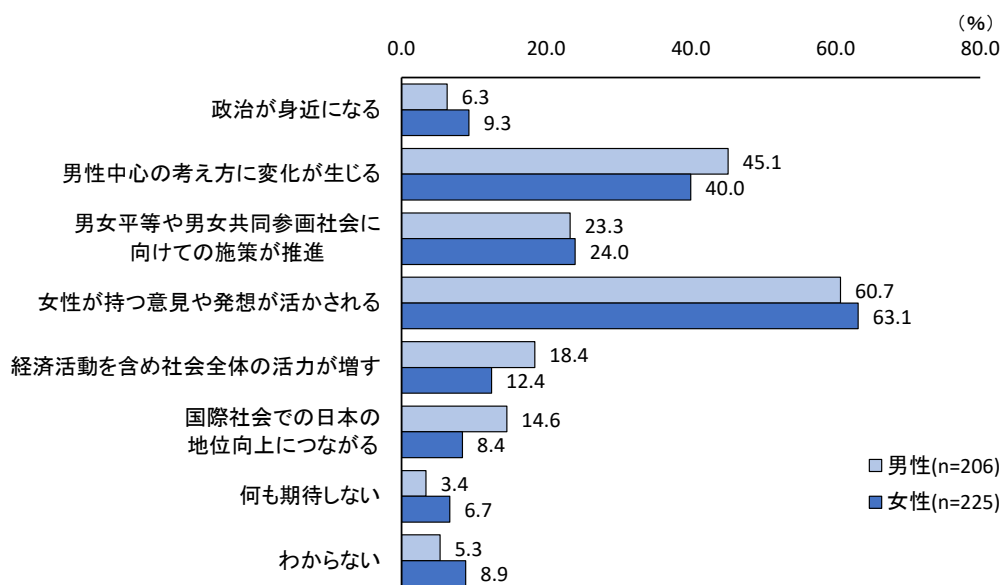
### ■今後、女性が増えた方がよいと思う職業

今後、女性が増えた方がよいと思う職業は、「国会議員、県議会議員、市町村議会議員」が52.7%と最も高く、次いで「閣僚、県、市町村の首長」が42.0%、「企業の管理職」が35.0%となっています。地域リーダーである「地区長・区長」についても27.8%の村民が、女性が増えた方がよいと回答しています。



### ■政策方針決定の場に女性が増えることで期待すること

政策方針決定の場に女性が増えることで期待することを男女別で見ると、多くの項目で男性の回答割合が高くなっており、男性の女性活躍への期待は小さくないことがうかがえます。

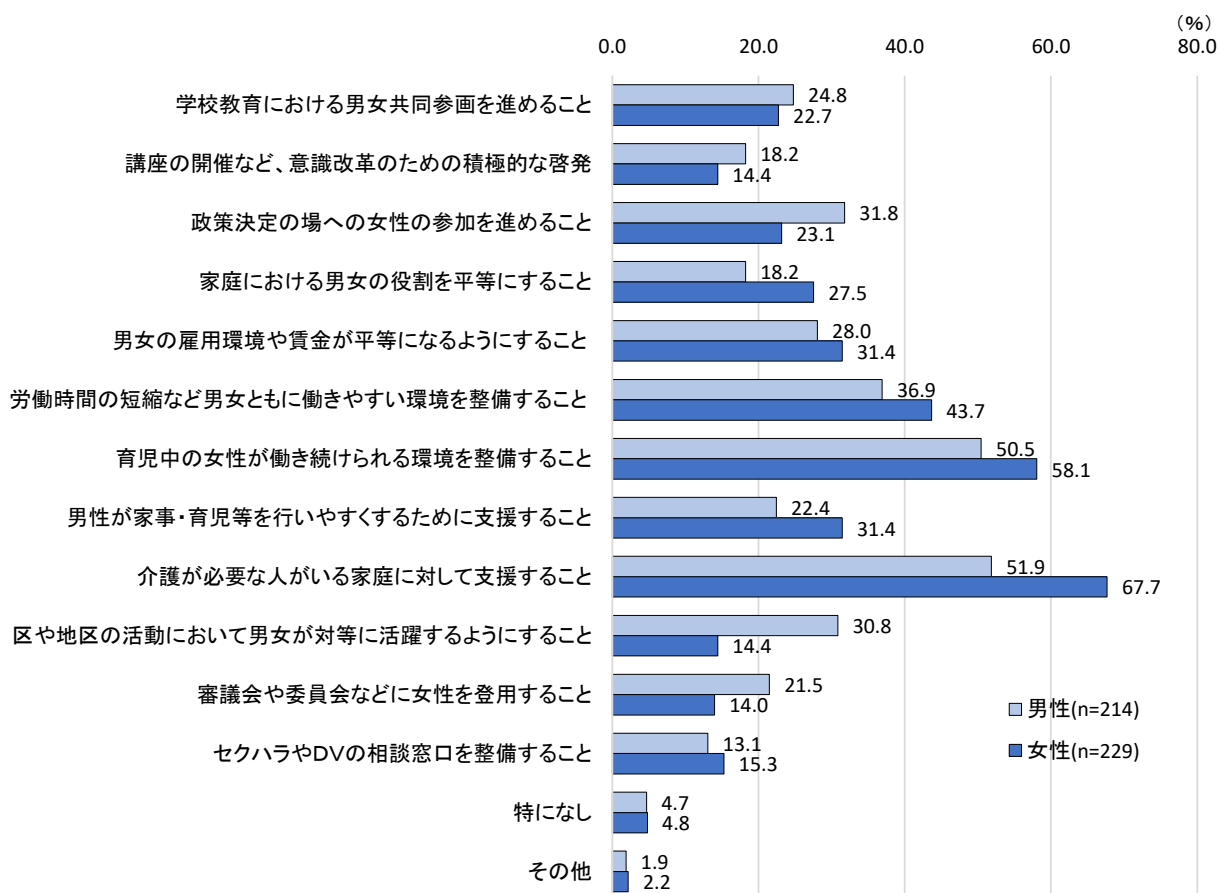


### (9)朝日村における男女共同参画の取組について

#### ■今後、もっと力を入れていくべきこと

今後、もっと力を入れていくべきことを男女別にみると、女性は「介護が必要な人がいる家庭に対して支援」や「育児中の女性が働き続けられる環境を整備」で男性よりも割合がかなり高くなっており、育児・介護における女性負担の軽減は重要な課題といえます。

男性は「区や地区の活動において男女が対等に活躍」や「政策決定の場への女性の参加を進める」が女性よりも高くなっており、さまざまな場面での女性活躍の推進が期待されています。



### 3. 現状と課題のまとめ

主に進展がみられる点	主に課題となっている点
<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 行政職における女性の登用や男女の機会均等は以前から進んでいる</li> <li>◎ ワーク・ライフ・バランス※が進んでいるなど、男女共同参画の取組に意欲的な村民が多い</li> <li>◎ 家族経営協定※の締結世帯が増えつつあり、女性が主要な働き手として経営参画している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 古い価値観やしきたりが残っている部分もあり、男女で役割認識等に温度差がある</li> <li>▲ 地域組織の役職における女性活躍が全般的に進んでいない</li> <li>▲ 女性団体が高齢化等により活動を休止している。若い女性の参画や時代変化に合わせた活動への支援が課題</li> <li>▲ 情報提供の手段や周知方法が時代やこれからのライフスタイルに合っていない</li> <li>▲ 新型コロナウイルスの影響で啓発や講演、相談等の事業が停滞している</li> <li>▲ 男女共同参画施策では、実施されていない事業や形骸化している事業が少なくない。村民も男女共同参画を村の施策として認知していない人が多いうえ、施策の満足度も低い</li> </ul>

※巻末資料の用語解説参照

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本理念

# 認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村

第1次・第2次朝日村男女共同参画計画の「朝日のようにみんなが輝くむらづくり21」の基本理念の要素を受け継ぎつつ、これからは男女という性別だけにとらわれることなく、個人のさまざまな生き方を尊重する多様性の概念が重要であることから、個人の違いを認め合い、互いに助け合いながら、一人一人が自分らしく活躍できる一歩進んだ男女共同参画の村づくりを目指し、本計画の基本理念を「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」とします。

### 第2節 基本目標

本計画では、上記の基本理念のもと、本村の現状と課題を踏まえるとともに、国や長野県の計画との整合も図りながら、基本目標を以下の3つとし、基本目標の達成に向けて必要な施策を実施します。

**基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備**

**基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進**  
(※施策の一部が「女性活躍推進計画」を兼ねる)

**基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現**  
(※施策の一部が「DV対策基本計画」を兼ねる)

また、施策の実施による成果として、計画全体及び基本目標ごとに達成を目指す数値目標を以下のように定めます。

#### ■成果目標

	指標	現状値	目標値(R7年)
計画全体	「男女共同参画」施策の村民満足度 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	13.6% (R1年)	20.0%
基本目標Ⅰ	「男女共同参画社会」用語の認知度 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	52.4% (R2年)	60.0%
基本目標Ⅱ	35~39歳女性の労働力率 <sup>*</sup> 【国勢調査】	75.5% (H27年)	78.0%
基本目標Ⅲ	本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	61.4% (R1年)	65.0%

※巻末資料の用語解説参照



# 第3節

# 施策体系

基本目標		施策	取組
I	男女共同参画の基盤整備	1	男女共同参画推進のための制度等の整備
		2	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革
II	あらゆる分野における男女共同参画の推進  施策3～6 「女性活躍推進計画」	3	ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進
		4	雇用の場における女性活躍の推進
		5	農家等自営業における男女共同参画の推進
		6	政策・方針決定の場における女性活躍の推進
		7	地域・自主活動における男女共同参画の推進
		8-1	男性の家事・育児・介護等への参加促進
		8-2	男性の育児休暇取得の促進
8-3	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発		
III	安心・安全な暮らしの実現  施策10 「DV対策基本計画」	4-1	企業の育休等の制度の整備と取得の促進
		4-2	女性の再就職支援
		4-3	多様な働き方の推進
		5-1	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援
		5-2	女性の就農支援
		5-3	家族経営協定締結の促進
		6-1	行政機関における女性管理職の積極的な参画促進
		6-2	村の審議会、委員会への女性委員の登用促進
		6-3	村議会における女性議員の活躍推進
		7-1	地域組織における女性リーダーの育成支援
		7-2	自主的な女性活動団体への支援
III	安心・安全な暮らしの実現  施策10 「DV対策基本計画」	8	非常時における男女共同参画の推進
		9	ライフステージに応じた健康支援
		10	暴力やハラスメントの根絶
		11	困難を抱える女性等への支援
		8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進
		8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策
		9-1	女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援
		9-2	健康寿命延伸のための健康づくりの促進
		9-3	人生100年時代の男女のいきがいづくりと就労促進
		10-1	DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備
		10-2	DVやハラスメントに関する教育の推進
10-3	被害者の自立に向けた支援		
11-1	ひとり親家庭への支援		
11-2	貧困家庭への支援		
11-3	障がい者への男女共同参画視点での支援		



## 第4章 施策の展開

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備

男女共同参画の村づくりを進めるために必要な基本となる制度や計画の策定、推進体制などの基盤整備を進めます。

また、男女共同参画社会の実現に不可欠な村民一人一人の意識・行動の変容を促すための情報提供や豊富な学びの場づくりを目指します。

### 施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

#### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

本計画は、現在の村の状況や時代変化に対応させて第2次朝日村男女共同参画計画を見直し、策定したものです。今後は、男女共同参画基本条例を制定するとともに、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」において計画の進捗管理をしながら、「朝日村男女共同参画審議会」で外部評価を行い、男女共同参画の取組を着実に推進していくための基盤を整備していきます。

また、国の方針を踏まえ、未策定であった「女性活躍推進計画」、「DV対策基本計画」の市町村計画に定めるべき事項を本計画に盛り込み、男女共同参画社会の実現に向けて一体的に施策を進めていくこととします。

#### ■施策の取組内容

取組		具体的な取組の内容	担当課
1-1	男女共同参画基本条例の制定	・2020年度(令和2年度)に第3次朝日村男女共同参画計画を策定しました。今後も計画に基づく施策を着実に進めていくために、計画期間中の男女共同参画基本条例の制定を目指します。	総務課
1-2	男女共同参画計画の進捗管理	・朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期的な開催による計画の進捗評価・検証を実施します。 ・朝日村男女共同参画審議会において外部評価を行い、取組の改善を図ります。 ・計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行います。	総務課

#### ■活動指標

指標	現状値	目標値(R7)	目標値の根拠
男女共同参画基本条例の制定	—	制定済み	担当課による設定
朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の年間の開催回数	4回(R2年) ※策定年度	2回	

## 施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

性のあり方が多様になり、これまでのように男女という性別ではなく、LGBT※といった新しい概念や多様な人材を社会活動に積極的に活用するダイバーシティ※といった考え方が生まれています。多様な性のあり方や一人一人の個性を活かしたキャリア教育※など、男女共同参画の最新の考え方等について紹介し、学びや理解を深めることを通じて、あからさまな偏見だけでなく無意識での偏見や差別のない、あらゆる人が自分らしく生きられる社会の実現に向けて、一人一人の意識や行動を変えていく必要があります。

### ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
2-1	男女共同参画社会に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民向け男女共同参画推進パンフレットを作成します。</li> <li>・村のホームページ上に、男女共同参画に関する特設ページを設置し、相談窓口も併せて情報提供します。</li> </ul>	総務課
2-2	男女共同参画に関する学習機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する村民向けの講座を実施します。(オンライン講座も検討)</li> </ul>	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分館運営委員等の協力を得ながら、公民館講座を年1回実施し、幅広い男女の講座への参加を促します。</li> </ul>	教育政策課
2-3	多様な性のあり方についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館に関連本のコーナーを作り、村民の関心喚起や学びのきっかけづくりを行います。</li> </ul>	教育政策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康ガイド・健康情報誌等により、LGBT※等を含めた性に関する情報を提供し、理解促進を図ります。</li> <li>・LGBT※の方に対して今後行政サービスでできることを検討します。</li> <li>・県の「女性相談センター※」や「男女共同参画センターあいとぴあ※」等と連携しながら、共同で相談支援を行います。</li> </ul>	住民福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場の各種申請書に関する性別欄を見直します。</li> <li>・LGBT※の理解促進のため、広報誌に特集を組む等、村民への啓発に努めます。</li> </ul>	総務課

※巻末資料の用語解説参照

## ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の 根拠
村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成	—	作成済み	担当課による 設定
男女共同参画に関する村民向け講座等あらゆる催しの参加者数	—	180人	
ジェンダー※という用語の認知度 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	47.8% (R2年)	増加	
社会全体として「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	男性 67.1% 女性 78.7% (R2年)	減少	

※巻末資料の用語解説参照



### コラム1 多様な性のあり方を象徴する「LGBT」

LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英単語の頭文字を合わせた言葉で、アメリカで性的マイノリティ(少数派)の権利を求める活動が始まった1980年代頃から使われ始めたと言われています。

性的マイノリティの権利を求める活動の背景には、過去に多くの国で同性愛が違法とされた歴史があります。世界的に人権意識が高まるにつれ、性的マイノリティのあり方も見直されてきました。

最近では、「LGBTQ」と言われることもあります。「Q」とは、性的マイノリティ全般を表す「Queer(クィア)」、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、または決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning(クエスチョニング)」という2つの言葉を意味しています。他にも、「LGBTQIA」などのように様々な言い方がされており、世界的に多様な性のあり方が認められつつあります。



LGBTの象徴「レインボーフラッグ」



### コラム2 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」を知っていますか

[愛][合][会][I]の〈アイ〉と〈ユートピア〉からなる“あいとぴあ”の愛称で親しまれている長野県男女共同参画センターは、男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する総合的な拠点施設として、岡谷市の諏訪湖畔に、昭和59年に設置されました。

あいとぴあでは、男女共同参画の理解促進のため、幅広い活動を行っています。また、各種相談を行っていますので、お悩みの際はお気軽にご相談ください。

- 各種講座 男女共同参画社会づくり促進のための各種講座・セミナーの開催
- 女性相談 家族や夫婦のこと、育児や介護、仕事の悩みなど、女性相談員による電話相談(要予約)  
※弁護士による相談や、カウンセリングも行っています(要予約)。  
相談専用電話 0266-22-8822 火～土曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
- 男性相談 家庭、夫婦、人間関係、生き方の悩みなど、男性相談員による電話相談  
相談専用電話 0266-22-7111 原則毎週金曜日 17:00～19:00

<所在地> 〒394-0081 岡谷市長地権現町 4-11-51



## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

家庭、仕事、政策・方針決定の場、地域活動などあらゆる場面において、性差別や固定的な役割分担意識に左右されることなく、一人一人に平等に活躍の機会が与えられ、望んだ生き方ができる社会を目指し、各場面に応じた意識啓発や女性の活躍を後押しするための支援を行います。

施策3～6は、女性の職業生活における活躍の推進にかかわるため、「女性活躍推進法」に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけます。

### 施策3 ワーク・ライフ・バランス※の実現のための 家庭生活における男女の助け合いの推進

女性活躍推進計画

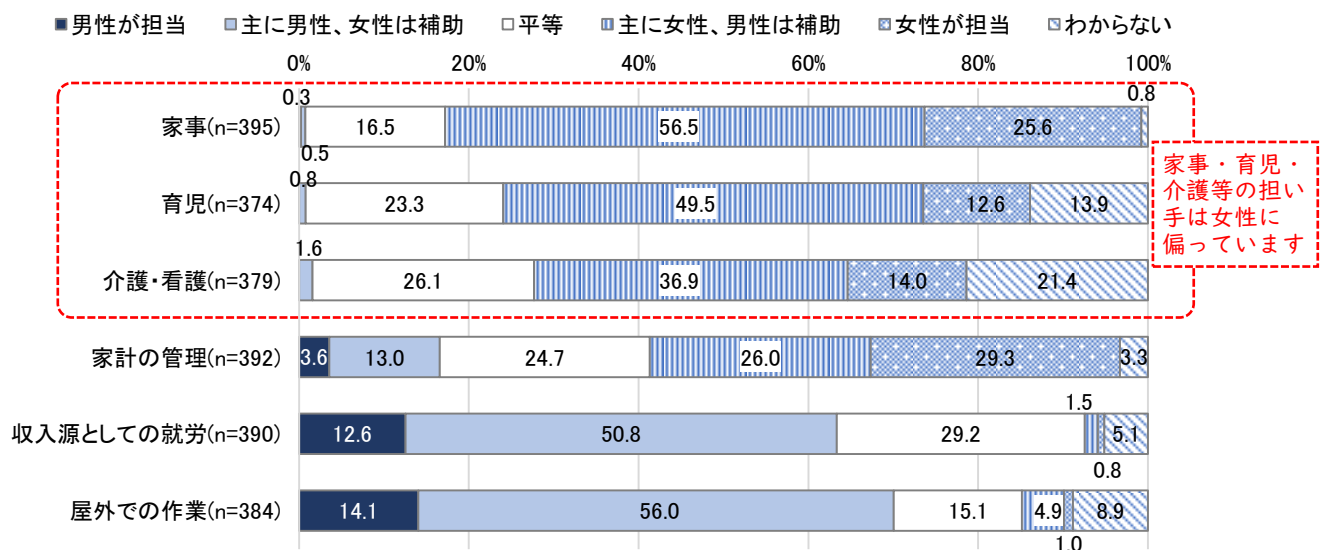
#### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

仕事だけでなく、家庭や地域・個人の生活も充実させる生き方を目指すものとして、「ワーク・ライフ・バランス※」という考え方が重視されています。男女がともに仕事と家庭や地域・個人の生活を両立させるためには、家庭生活における男女の協力が不可欠です。しかし、村民アンケートの結果をみると、いまだ育児や介護等の負担が女性に偏っている現状があります。

男性の家事・育児等への参画意識は以前よりも高まりつつありますが、さらに実践にまでつなげ、女性が仕事や地域・個人活動に参画しやすくする必要があります。

また、男女が家事や育児・介護等を分担しやすくするためには、柔軟な働き方を可能にする職場の制度整備や理解促進も不可欠です。一人一人の意識改革を促すとともに、「ワーク・ライフ・バランス※」を誰もが実現できる社会となるよう企業等にも理解と協力を働きかけていくことが重要です。

#### 家庭生活の男女の役割分担の現状



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

※巻末資料の用語解説参照

■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
3-1	男性の家事・育児・介護等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届出・新生児訪問・乳幼児健診等に、父親が出席・参加しやすい環境づくりを行い、育児への参加を呼びかけます。</li> <li>・男性の家事力を高めるための各種講座を実施します。</li> </ul>	住民福祉課
3-2	男性の育児休暇取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性職員に向けた、村の育休制度の紹介及び育児休暇取得の奨励を行います。(育児計画書の提出等)</li> </ul>	総務課
3-3	ワーク・ライフ・バランス※に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の時差出勤を奨励します。</li> <li>・ワーク・ライフ・バランス※等の法制度・政策について職員研修を実施します。</li> </ul>	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県などとの連携により、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう、村内企業への啓発を進めます。</li> </ul>	産業振興課

■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の根拠
家事の役割分担の現状における「平等」の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	16.5% (R2年)	増加	担当課による設定
男性向け料理教室の開催回数	年2回 (R2年)	年3回	
男性職員の育児休暇取得率 (該当者がいる場合)	0.0% (R2年)	30.0%	国 30.0% (第5次男女共同参画基本計画R3-R7)

※巻末資料の用語解説参照



### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

雇用の場で根強く残る男女の待遇や機会格差をなくし、女性が働きたい時に適した職場で働けるよう支援していく必要があります。

また、新しい生活様式やICT\*技術の進展に合わせて多様な働き方が浸透しつつあり、ワーク・ライフ・バランス\*が実現しやすい環境や技術が整ってきています。村内の事業所にもテレワーク\*や副業の導入など、柔軟な働き方が可能となるよう働きかけていくことが求められますが、まずは役場が率先して働き方改革を実現し、女性活躍を推進していきます。

### ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
4-1	企業の育休等の制度の整備と取得の促進	・商工会を通じて、村内事業者に対し、育休制度の整備や取得を促す啓発活動を実施します。	産業振興課
4-2	女性の再就職支援	・商工会を通じて、村内事業者に対し、育児等の終わった女性を対象とした雇用機会を創出するための啓発活動を実施します。 ・関係機関と連携し、再就職を希望する女性向けの相談会やスキルアップのための講座の紹介などを行います。	産業振興課
4-3	多様な働き方の推進	・役場内にテレワーク*を導入するとともに、役場職員のテレワーク*利用を推進します。	総務課

### ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の根拠
職場での待遇に差があると感じる分野「特になし」の比率 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	20.7% (R2年)	増加	担当課による設定
事業者への啓発チラシ配布	-	年1回	
年に1回以上テレワーク*を利用した職員率	-	50.0%	

※巻末資料の用語解説参照

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

女性農業団体の活動休止、農村生活マイスター\*の高齢化などを踏まえ、農業におけるこれまでの女性の活躍のあり方を見直す時期がきているといえます。国が進める農業女子プロジェクト\*や長野県のNAGANO農業女子\*など、時代に合った新しい活動への参加促進や若手女性のリーダー育成が求められます。

また、家族経営農家の多い本村では、女性が農業経営に参画しやすくしたり、働きやすい環境の実現に向けて、家族経営協定\*の締結を推進してきました。2008年(平成20年)には7世帯だった締結数が2020年(令和2年)には23世帯に増えています。

こうした取組を通じて、村の基幹産業といえる農業分野における女性の活躍を後押しし、女性が生き生き活躍できる農村づくりを目指します。

■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
5-1	農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代リーダーとなり得る女性農業者の育成や新たなチャレンジのため研修等の機会を支援します。</li> <li>・村内の女性農業者グループの学びの場、取組の活性化のためのグループ活動を支援します。</li> <li>・2019年度(令和元年度)から始まった女性農業者セミナーを継続的に開催し、農村生活マイスター*認定につなげます。</li> </ul>	産業振興課
5-2	女性の就農支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝日アグリ・チャレンジセンター*にて行う新規就農支援と合わせて女性の就農支援に取り組みます。</li> </ul>	産業振興課
5-3	家族経営協定*の締結の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、回覧板、女性農業者セミナー等を活用して制度を周知し、家族経営協定*の締結を推進します。</li> </ul>	産業振興課

■活動指標

指標	現状値	目標値(R7年)	目標値の根拠
農村生活マイスター認定者数	8名 (R2年)	10名	担当課による設定
「NAGANO農業女子」登録数	0名 (R2年)	5名	
家族経営協定*の締結数(累積)	23世帯 (R2年)	30世帯	

※巻末資料の用語解説参照





## 子育ても農業もマイペースに。夢は廃棄野菜の商品化

むらまつ そのみ  
村松 園実 さん

朝日村出身で、大自然のなかで農家を営むご両親の背中を見て育ってきた園実さん。いったんは村を出ましたが、子育てをするなら朝日村の環境がよいと考え、出産を機にご家族揃ってUターンしました。

ご両親の農業を手伝ううちに、農業なら子育てしながらでも自分のペースで仕事ができると実感。次第に、農業で自立できるようになりたいという思いが芽生え、自身でもJAに生産者登録をし、一農業者として日々奮闘しています。保育園のママ友たちに農作業を手伝ってもらいながら、主にパセリやほうれん草を出荷。自分の頑張り次第で成果につながりやすい農業という仕事に手応えを感じています。また、食品ロス問題に関心があり、廃棄される桃をジャムやコンポートに加工し、販売しています。将来は廃棄される野菜を活用して、離乳食などの子ども向けの商品を開発したいという夢を語ってくれました。



主力で取り組んでいるパセリ畑



## 理想としていた循環型の生活を朝日村で実現

よこお  
横尾 あづさ さん



羊毛から糸を紡ぐあづささん

鹿児島出身のあづささんは、敬愛する京都在住のハーブ研究家ベニシア・スタンリー・スミスさんの影響もあり、いつしか自然のサイクルになじんだ手づくりの暮らしに憧れるようになりました。

たまたま朝日村主催の田舎体験ツアーに夫と参加したことがきっかけで、とんとん拍子で朝日村へ移住することに。地域の皆さんに助けられながら、古民家と土地を借り、米・野菜づくりや、羊を飼って羊毛を紡ぐといった理想の田舎暮らしをスタートさせました。

現在は、子どもたちに布がどのようにできるのか知ってもらいたいとの思いから、春には大勢の地域の子どもたちを招いて、羊毛刈りの様子を見てもらったり、保育園や図書館で羊毛を使ったものづくりのワークショップを開いています。



## 県のアドバイザーとして活躍する「農ある暮らし」の実践者

やまむら  
山村 まゆ さん

都会育ちですが、幼少期から植物に触れることが大好きだったまゆさん。農業高校、短大では園芸を学びました。農業研修で訪れたスイスでは、農家の四季折々の暮らしや風土がはぐくむ豊かな食に彩られた生活を経験。帰国後は、都会を離れて信州に移住し、現在は塩尻市の築180年の古民家で農を取り入れた豊かな暮らしを実践しています。

こうした経験と、園芸の専門知識を活かして、現在は長野県野菜花き試験場に開設された「長野県農ある暮らし相談センター」のアドバイザーとして活躍するとともに、週末は主宰する「garden山屋」として、自ら育てた草花をブーケにして販売したり、人を招いて菜園で採れた野菜たっぷりの料理をふるまったりと、思い描いてきた自分らしい生活を楽しんでいます。



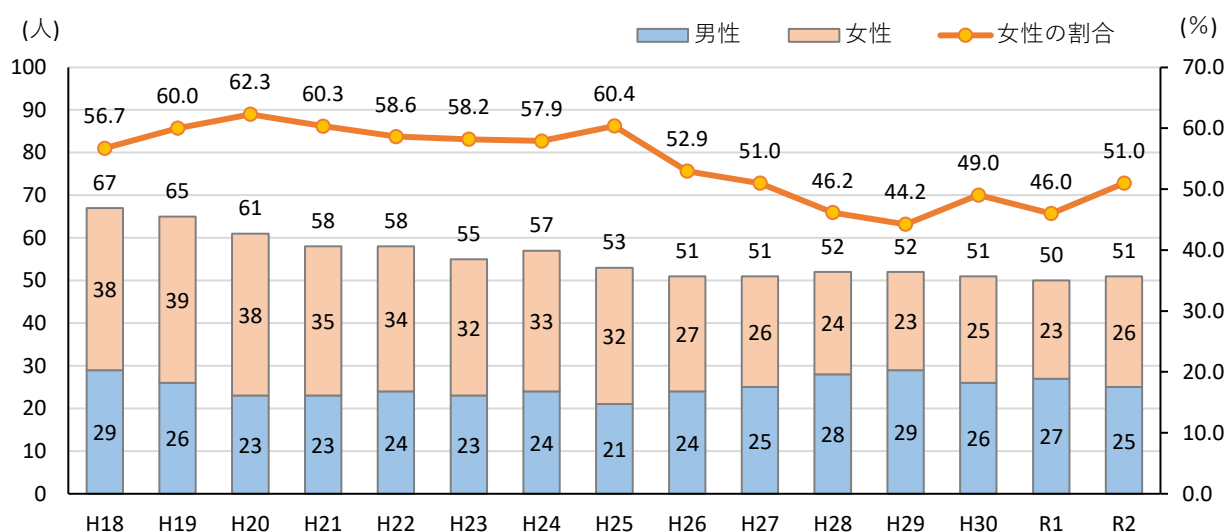
庭で取れた野菜やハーブを味わう

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

村役場では以前より正規職員に占める女性の割合が50%前後で推移しているほか、管理的地位にある職員に占める女性割合も全国や県平均を上回るなど、男女機会均等は進んでいるため、引き続き女性活躍を推進していきます。

本村初の女性議長が誕生したものの、女性議員は依然として少ないため、政治の場における女性の活躍や、村の政策決定の場である審議会や委員会への女性の登用を進め、女性リーダーの育成につなげます。

朝日村役場の正規職員に占める女性割合の推移



出典：朝日村

■施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
6-1 行政機関における女性管理職の積極的な参画促進	・男女関係なく、適材適所の配置・昇格に努めます。	総務課
6-2 村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	・審議会、委員会の選出時に女性枠を設けるなど、女性委員の登用を促進します。	全庁
6-3 村議会における女性議員の活躍推進	・朝日村議会の女性議員の人数増加を目指します。	総務課

## ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の 根拠
審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	20.1% (R2年)	25.0%	担当課による設定
農業委員に占める女性の割合	16.7% (R2年)	30.0%	県 30.0% (第4次長野県 男女共同参画計画 H28-H32)
村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	10.0% (R2年)	35.0%	国 35.0% (第5次男女共同 参画基本計画R3- R7)



### コラム3 政治での女性活躍が遅れる日本～ジェンダーギャップ指数より

ジェンダーギャップ指数は経済・教育・保健・政治分野の男女平等度を表す指数です。他国に比べ日本が最も低い水準にとどまっている分野が「政治」であり、政治の場への女性の登用が日本の大きな課題となっています。

項目	順位	スコア	スコア
	(日本)	(日本)	(世界平均)
政治(全体)	144	0.049	0.239
国会議員の男女比	135	0.112	0.298
閣僚の男女比	139	0.056	0.255

出典：世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2020」

「政治」の分野で最もジェンダーギャップ指数が高い国はアイスランドで、スコアは 0.701、国会議員における女性比率は 38.1%で、日本の約4倍近い数値です。なぜこんなにもアイスランドで女性の政治への参加率が高いのでしょうか？

ヒントは、「クォーター制度」にあります。クォーター制度とは、4名以上で構成される上場企業の取締役会や公共の委員会では、メンバーの 40%以上を女性とすることと定めたもので、アイスランドでは 2008 年からジェンダー平等法にクォーター制度を取り入れ、政治的意思決定の場にも導入しています。

今では男女平等のモデルとされるアイスランドですが、1975 年には、男女の賃金格差が 60% 近くあることに抗議した女性たちが家事や仕事を止めるストライキを起こし、女性の存在感を示しました。その後、国会の女性議員が集まって政党を結成するなどの積極的なアクションの結果、ストライキの5年後には初めての女性大統領が誕生しています。

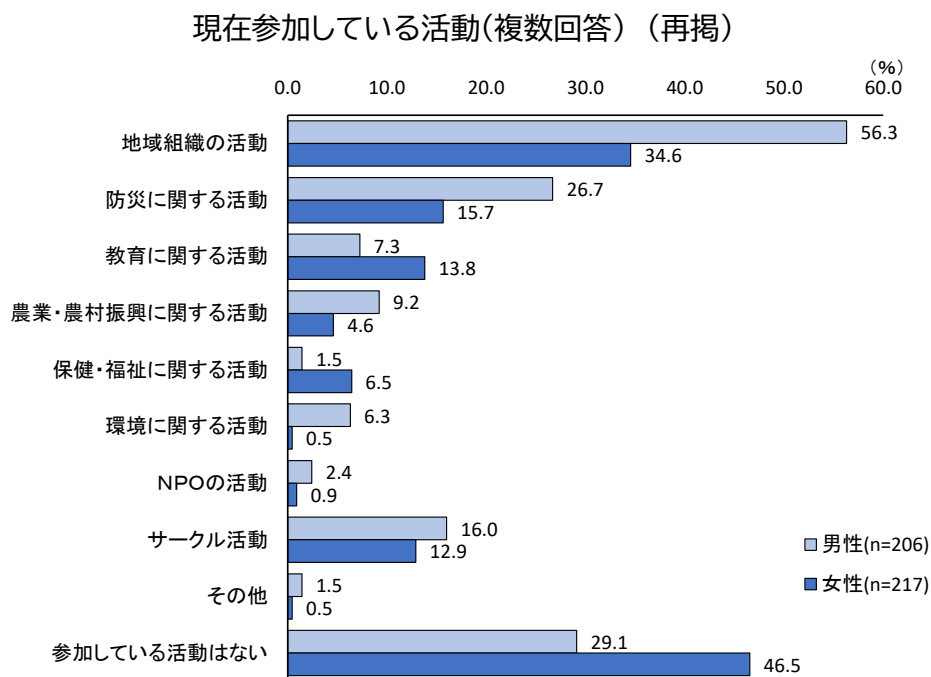
## 施策7 地域・自主活動における男女共同参画の推進

### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

本村の男女共同参画において大きな課題となっているのが、地域活動や地域組織における女性参画です。区長・地区長や公民館長、小・中学校のPTA会長など、地域活動・組織におけるリーダーはいまだに男性が登用される慣習が根強く残っています。村民アンケートで現在参加している地域活動をみると、男性よりも女性が活躍している分野は教育と保健・福祉のみとなっています。

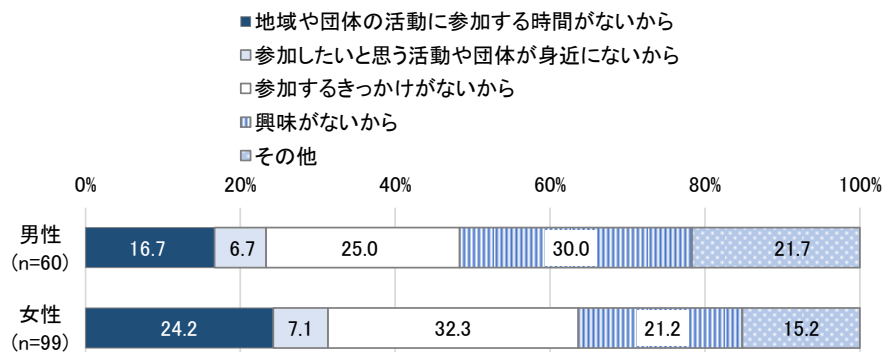
また、地域活動に参加していない理由では、女性は「興味がないから」が男性より少なく、「時間がない」「参加するきっかけがない」が主な理由としてあげられています。

防災分野など、女性視点の活用が重視されている地域活動もあります。しきたりや習慣を見直し、男女関係なく、地域活動に適した人材の登用と地域活動への女性視点の積極的活用が重要です。



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

### 地域活動に参加していない理由



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査（R2年）

## ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
7-1	地域組織における女性リーダーの育成支援	・区長、地区長の女性選出を呼びかけます。	総務課
		・正副公民館長・分館長に女性を登用するよう、選出する地区や団体に働きかけます。	教育政策課
7-2	自主的な女性活動団体への支援	・女性団体が活動しやすくなるよう、国・県・他市町村とのつなぎ役を担い、支援を行います。	全庁

## ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の 根拠
区、地区の役職における女性の割合 (全体)	0.0% (R2年)	10.0%	県 10.0% (第4次長野県男女共同参画計画 H28-H32)
公民館関係の役職における女性の選出(累積)	0人 (R2年)	1人以上	担当課による 設定





## 基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

誰もが自らの希望に沿った生き方を実現するために、安全で健やかな毎日を送れるよう、安心・安全な暮らしを支援していくことが求められます。

近年、安心・安全な暮らしを脅かす感染症や災害など非常時の対応や防災活動などに女性視点を取り入れることの重要性が指摘されています。

また、女性は暴力やハラスメント\*などの被害を受けやすく、関係機関と連携して未然防止に努めるとともに、被害者の相談や適切な対応につなげていくことが必要です。その他、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など困難に陥りやすい人に対して、男女共同参画の視点から支援を行います。

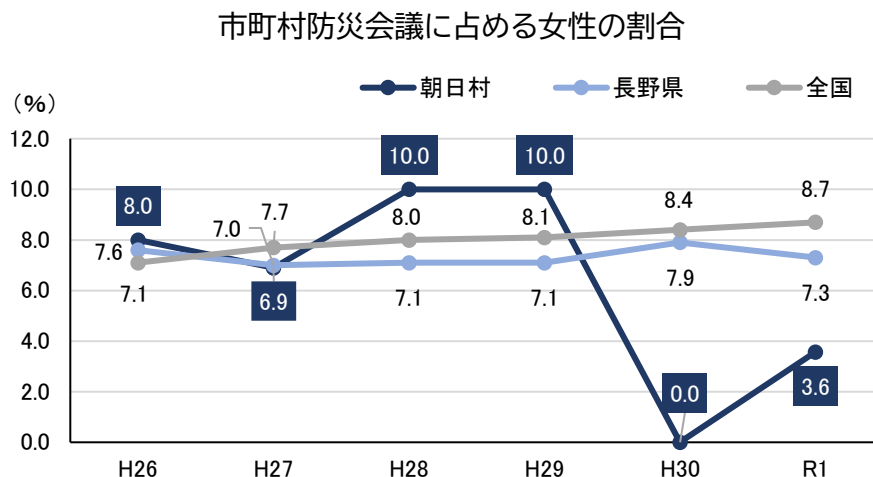
### 施策8 非常時における男女共同参画の推進

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

新型コロナウイルス等の感染症の拡大や頻発する災害など、非常時の対応や備えに、女性の視点を取り入れることの重要性が指摘されており、国でも「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表しています。

女性や子どもなどが非常時の被害を受けやすい現状を踏まえ、感染症対策や防災等の計画に女性視点を活かせるような体制を整備するとともに、非常時において女性への過度な負担や人権侵害が起こらないよう、男女共同参画の視点から対応を考えていく必要があります。

現在は市町村防災会議に占める女性の割合が国や県より低くなっており、こうした会議に女性を積極的に登用していきます。



出典：朝日村・長野県 長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ  
全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

※巻末資料の用語解説参照

## ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
8-1	感染症拡大や災害等の非常時における女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の避難所運営に関し、避難所運営委員会設置の際には積極的に女性を起用し、避難者女性に対して配慮できる体制を整えます。</li> <li>・避難所運営に際し、看護師等が避難者女性の相談に乗れる体制づくりをします。</li> </ul>	総務課
8-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、周知と、女性視点からの防災・復興体制の強化及び災害発生時における必要な対応を実施します。(避難所チェックシート、備蓄チェックシートの活用、ポスター・チラシの掲示)</li> <li>・防災会議への女性委員の登用を推進し、防災計画に女性視点からの対策を盛り込みます。</li> </ul>	総務課

## ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の根拠
防災会議の委員に占める女性の割合	6.7% (R2年)	15.0%	国 15.0% (第5次男女共同参画基本計画R3-R7早期目標)



### コラム4 防災対策に女性の視点を活かし、「減災」につなげよう

2004年のスマトラ沖地震インド洋津波をきっかけに、自然災害による被害には明確な男女差があることが明らかになり、世界的に、防災や復興過程に女性の視点を入れる必要性が提起されるようになりました。

災害によるダメージが男女で異なる(=女性の方が多くのダメージを受ける)状況は日本でも同様です。東日本大震災では、女性特有の健康問題(膀胱炎、尿漏れ、生理不順、妊娠・出産など)が改めて問題としてあげられましたが、避難生活だけでなく、復興後も女性の方が就業しにくいなど、明らかな格差が指摘されています。

日本では政策や方針決定の場に女性が少なく、女性のニーズや視点が防災や復興計画に活かされにくい現状がありますが、女性の意見や経験を避難所運営や復興計画に入れることは、災害時・復興時に女性の人権を保障するうえで大変重要です。

さらにこれからは、女性の視点をきっかけに、障がいを持つ人、高齢者、また男性にもそれぞれの困難とニーズがあることを認識し、誰にとっても災害によるダメージが少ない社会・地域・暮らしをつくり、「減災」につなげていくことが大切です。



内閣府男女共同参画局が作成したガイドライン

## 施策9 ライフステージに応じた健康支援

### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

生物学的な女性の特徴として、妊娠・出産期等の女性特有のからだや精神の状態を理解し、必要なケアや支援を行うとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*</sup>（性と生殖に関する健康と権利）に関する啓発を進めていく必要があります。

また、男女ともに高齢化が進行しており、高齢になっても長く健康を保ち、仕事や生きがいを持ちながら暮らせるよう、健康づくりや介護予防活動の推進、高齢者の就労支援など、人生100年時代における男女共同参画に必要な施策を関係課が連携して推進します。

### ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
9-1	女性の心とからだ（妊娠・出産等）に関する学びの機会充実と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報や健康情報誌等の媒体を使って、思春期や更年期に関する情報を提供します。</li> <li>・妊婦健診と産婦健診の補助を行うとともに、必要に応じて保健師による支援を行います。</li> <li>・新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行うとともに、必要に応じて保健師による支援や専門機関の紹介を行います。</li> </ul>	住民福祉課
9-2	健康寿命延伸のための健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器健診や各種がん検診の実施・受診を勧奨します。</li> <li>・健診結果に応じて専門職（管理栄養士や保健師）による生活改善支援や受診を勧奨します。</li> <li>・一般介護予防事業（再彩クラブ・転ばんジェントルマンとレディーの会・さんでい講座・高齢者ふれあい学習・若返りパワーアップ教室・スポーツボイス）を実施します。</li> <li>・男性向けの講座を開催し、男性の参加を促進します。</li> </ul>	住民福祉課
9-3	人生100年時代の男女のいきがいづくりと就労促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業団体等の協力を得ながら、高齢者が培ってきたノウハウを活かした活動の場を検討します。</li> </ul>	住民福祉課 産業振興課 朝日アグリ・チャレンジセンター
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業と高齢者のつなぎの支援や、あさひ健幸ポイント事業<sup>*</sup>による高齢者の活動参加の促進等を検討します。</li> </ul>	住民福祉課

※巻末資料の用語解説参照



## ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の 根拠
思春期や更年期に関する情報提供回数 (広報・健康情報誌等)	年0回 (R2年)	年1回	担当課による 設定
介護予防教室への参加割合(男女比)	女:男=95:5 (R2年)	女:男=90:10	
65歳以上人口に占める就業により 収入を得ている者の割合	67.5% (R1年)	70.0%	

## ～ 活躍事例のご紹介 ～



### 民生委員の経験から健康維持の大切さを学ぶ

ふるさわ みつしげ  
古澤 三重 さん



サロンの写真を振り返る三重さん

長年、村の電気屋さんとして活躍した三重さん。引退後は、2期(6年間)民生委員を務め、地区のサロン活動を企画・運営するなど、さまざまな地域活動にリーダーとして携わってきました。その間、ボランティア活動で老人ホームを何度も訪れた経験から、高齢になっても元気であることの大切さを痛感したそうです。

民生委員の役目を終えた今は、時間に余裕ができたこともあり、熱心に介護予防教室に通い、仲間とともに健康づくりに励んでいます。また、村内の道路を歩いて網羅する目標を立て、1日2時間ずつ歩くことを日課に。3年ほどかけて、朝日村・山形村の道路地図のほとんどを赤く塗りつぶすまでになりました。

現在は新型コロナウイルスの影響で介護予防教室などの活動機会が減ってしまいましたが、いつまでも元気であるために、シルバーになっても何事もアクティブに取り組んでいきたいと語ってくれました。



### 人生100年 足腰弱ることなくまだまだ元気な96歳

さいとう こ  
齊藤 ゆた子 さん

現在、96歳になるゆた子さん。生まれは朝日村ですが、高等学校は東京の学校へ行き、その後、川崎の軍需工場で働いていました。そこで偶然出会った看護師さんに憧れを抱き、「私もこうなりたい」と一念発起。18歳で看護学校に入学し、2年間必死に勉強して、看護師の資格を取得しました。

朝日村に戻ってきてからは子育てに明け暮れる日々でしたが、一段落した39歳の時、看護師を募集していた信州大学医学部付属病院の放射線科で働き始めることになりました。その後、婦長まで昇進したゆたさんは今でいうキャリアウーマンの走りです。

60歳の定年まで勤めあげた後は、看護師の経験を活かして、80歳まで朝日村でヘルパーとして活躍しました。

若い頃たくさん働いたことが、今の元気につながっているそうです。



食べる事が元気の秘訣と話すゆた子さん

《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

男女共同参画社会に関する村民アンケート調査の結果では、「DV」という用語を知っている人の割合は91.9%で、ほとんどの村民が認知していることがわかっています。しかし、スマートフォンが普及し、インターネットやSNSが当たり前で使用されている現代では、肉体的・精神的な暴力やハラスメント※が多様化しているとともに、見えづらくなっていることも考えられます。ネットメディアにおける新しい性差別などにも対応していくため、引き続き、こうした新たな視点を盛り込んだ啓発活動や、関係機関・民間団体等と連携しながら相談対応を強化する必要があります。

■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
10-1	DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の「女性相談センター※」や「男女共同参画センターあいとぴあ※」等と連携しながら、共同で相談支援を行います。</li> <li>・事例が発生した場合は、緊急度に応じて警察や県の相談機関につなげる、避難の必要がなければ頻回に状況を確認し対応を検討するなど、ケースに応じた適切な対応を行います。</li> </ul>	住民福祉課
10-2	DVやハラスメントに関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、回覧版、ホームページ等を活用し、DVやハラスメント※の啓発と相談機関の紹介を行います。</li> <li>・役場職員を対象としたセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する相談窓口を設置します。</li> <li>・役場職員を対象としたDVやハラスメント※に関する研修会を実施します。</li> </ul>	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関から情報提供を受け、商工会などを通じて、村内事業者に対し、ハラスメント※防止を促す啓発活動を行います。</li> </ul>	産業振興課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い世代の被害者や加害者を生みださないための小中学校における人権教育やDV等に関する学びの機会をつくります。</li> </ul>	教育政策課
10-3	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限します。</li> </ul>	住民福祉課

■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の根拠
役場職員を対象とした研修の開催回数	—	年1回	担当課による設定
役場におけるハラスメント※の相談発生件数	—	0件	
事業者への啓発チラシ配布	—	年1回	

※巻末資料の用語解説参照

## 施策11 困難を抱える女性等への支援

### 《現状と課題を踏まえた取組の考え方》

厚生労働省の調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果報告）によれば、母子家庭と父子家庭の収入は、自身の就労収入だけでみると、母子家庭200万円、父子家庭398万円で、倍ほどの違いがあります。男女ともに生活に困難を抱える人への支援を充実させる必要がありますが、女性は妊娠・出産・育児等のライフイベントの影響などにより就労が続けられず生活困難に陥りやすい構造があり、見守りと支援を強化していく必要があります。

また、女性の障がい者特有の困難な状況が生じることのないよう、適切な支援が必要です。

### ■施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
11-1	ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援を必要とするひとり親家庭に対して、関係機関へつなぎ、適切な支援を行います。</li> <li>・就労支援機関と連携し、就労を促進します。</li> </ul>	住民福祉課
11-2	貧困家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行います。</li> <li>・既存の事業等での受け入れ体制を強化し、「参加支援」として就労や住居の確保等、自立に対する支援を行います。</li> </ul>	住民福祉課 社会福祉協議会 自立支援相談機関 まいさぼ東筑
11-3	障がい者への男女共同参画視点での支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議を開きます。</li> <li>・村だけで解決のできない事案については、適切な機関につないでいきます。</li> </ul>	住民福祉課

### ■活動指標

指標	現状値	目標値 (R7年)	目標値の 根拠
ひとり親家庭への就業支援件数 (相談及び関係機関への紹介)	2件 (R2年)	3件	担当課による 設定
障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人 (R2年)	1人	

第1節 用語解説

よみ	用語	解説
あ行	ICT(アイシー ティ)	「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つ。コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと区別される。
	アクティブシニア	仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者の通称。「一般社団法人日本アクティブシニア協会」ではアクティブシニアを前期高齢者(65~75歳)と定義しており、「仕事や趣味に対して意欲的」「新しい価値観を取り入れる」「健康意識が高い」「自立意識が高い」などの特徴を持つとしている。
	朝日アグリ・チャレン ジセンター	2019年(令和元年)10月設置。朝日村の農業支援を多角的に担う新たな拠点。団体・法人・グループ等と連携し、朝日村の農業が抱える多くの課題に取り組むとともに、将来を見据えた試験的な事業にも取り組んでいる。
	あさひ健幸ポイント 事業	2020年(令和2年)5月から実施。健康づくりや、地域の活動等でポイントを貯め、貯まったポイントに応じて特典が受けられる、朝日村民の健康づくりをサポートする事業
	SDGs(エスディー ーズ)	「Sustainable Development Goals」の略で2001年(平成13年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27年)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを目指す。
	LGBT(エルジー ビーティ)	Lesbian(レスビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ
か行	家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの
	キャリア教育	キャリア(経歴)を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。
さ行	ジェンダー	生物学的性別をセックスと呼ぶのに対して、性別に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性別を指す言葉として用いられる。



よみ	用語	解説
	ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが2006年(平成18年)より公表しているレポート Global Gender Gap Report(『世界男女格差レポート』)にて公表されている、世界の各国の男女間の不均衡を示す指標。スコアはランキングの形で示される。指標は経済・教育・政治・保健の4分野の14項目を総合してつけられる。
	女性相談センター	長野県による女性の生活上の相談窓口で、主に夫婦、親子、嫁姑、対人関係、就職、住宅等の問題に関する相談に応じている。
	Society5.0	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画においてわが国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
た行	ダイバーシティ	経営・人事などの分野で「雇用する人材の多様性を確保する」という概念や指針を指す意味で用いられる用語。個性の違いを積極的に肯定・尊重し、偏見や差別の意識にとわれずに、均等に雇用機会や待遇を提供するという理念に基づく。また、適材適所で実力を発揮することで、柔軟で創造的な企業活動の実現が期待できるという実利的な意義もあるため、現代の企業経営において重要な指針と位置づけられ、推進されている。
	第4次産業革命	蒸気機関を第一次、電気機関を第二次、製造業の自動化を第三次の産業革命とみなし、インターネットを通じてあらゆる機器が結びつく段階を第四次の産業革命と位置づけたもの。主に製造業を中心に、IoTや人工知能を導入し、自律的・自動的・効率的に製造工程や品質の管理を進め、省エネルギー化などを行い、新たに産業の高度化を目指す。
	男女共同参画センターあいとぴあ	男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施するとともに、県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するため、長野県が設置した総合的な拠点施設。講座・研修の開催、女性のための相談事業、男性のための相談事業、交流支援、情報提供、ホール・研修室等の貸館事業等を行っている。
	テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとられない柔軟な働き方
な行	NAGANO農業女子	長野県農政部による農業に従事する女性たちのネットワーク。SNSでの情報交換や情報発信、イベント等を通して、県内の若

よみ	用語	解説
		手農業女子の仲間づくりや生き生きと農村生活を送るためのサポートを行っている。
	農業女子プロジェクト	農林水産省による、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信していくためのプロジェクト
	農村生活マイスター	農業経営や農家生活に意欲的な女性農業者であることを前提に、「長野県農村生活マイスター」として 長野県知事に認定された女性農業者のグループ
は行	ハラスメント	特定、不特定多数を問わず他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的な総称
	PDCAサイクル	生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
	フレックスタイム	労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度
ら行	リカレント教育	主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育のことを指す。
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合
わ行	ワーク・ライフ・バランス	やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方



## 第2節 設置要綱

### 1. 朝日村男女共同参画審議会設置要綱(令和2年6月1日告示第46号)

(目的)

第1条 この要綱は、朝日村において、男女共同参画計画の策定に伴い、関係者等の意見を求め円滑な事業推進を図るために「朝日村男女共同参画審議会」(以下「審議会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 朝日村男女共同参画計画の策定に関する事。
- (2) その他村長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会は、村長が委嘱をする委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまで。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議長は、必要があると認められるとき、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は朝日村役場総務課に置く。なお、審議会事務局業務の全部又は一部を団体等に委託することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

## 2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会設置要綱(令和2年6月1日訓令第5号)

### (目的)

第1条 この要綱は、朝日村において、男女共同の推進を図るために「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」(以下「庁内協議会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 庁内協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 朝日村男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 朝日村男女共同参画計画の実施及び進捗管理に関すること。
- (3) その他村長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 庁内協議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

- 2 会長は村長を、副会長は副村長をもって充てる。
- 3 委員は、村職員のうちから、村長が任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 会長は、庁内協議会を統括し、庁内協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 庁内協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

### (幹事)

第7条 庁内協議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、村職員のうちから、村長が任命する。
- 3 幹事は、庁内協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を補佐する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

## 第3節 委員名簿

### 1. 朝日村男女共同参画審議会

(敬称略)

	氏名	役職名	備考
1	塩原 智恵美	議会議長	会長
2	上條 利春	教育長職務代理	副会長
3	上條 君子	朝日ヘルスマイト会長	
4	上條 哲彦	区長代表	
5	清澤 正文	公民館長	
6	小林 良男	民生児童委員会会長	
7	古見 理香	朝日小学校PTA副会長	
8	下田 直美	農業委員会会長	
9	筒井 詔子	商工会女性部長	
10	羽多野 さき子	人権擁護委員	

### 2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会

	氏名	役職名	備考
1	小林 弘幸	村長	会長
2	小池 貴浩	副村長	副会長
3	武田 淳	企画財政課担当係長	
4	上條 千賀子	住民福祉課担当課長補佐	
5	高山 泰直	建設環境課係長	
6	大池 守	産業振興課課長補佐	
7	丸山 真由美	教育政策課担当係長	
8	上條 まゆみ	子育て支援課課長補佐	

### 3. 朝日村男女共同参画審議会/朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会事務局

	氏名	役職名
1	塩原 康視	総務課長
2	中村 高志	総務課担当課長補佐
3	岩淵 綾香	総務課主事

## 第4節 諮問書／答申書

### 1. 諮問書

2朝総第104号

令和2年(2020年)7月10日

朝日村男女共同参画審議会会長 様

朝日村長 小林 弘幸

#### 第3次朝日村男女共同参画計画の策定について(諮問)

国は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)で男女共同参画計画の策定を市町村の努力義務と定めており、朝日村では、令和元年度に策定した朝日村第6次総合計画の基本戦略の1つを『一人一人が活躍できる村をつくります』とし、誰もが人権が尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくることを目標としております。その目標を達成するために、新たな朝日村男女共同参画計画を策定し、具体的に計画策定に取り組んでいくことが必要となりました。

つきましては、「第3次朝日村男女共同参画計画」の策定に関して、朝日村男女共同参画審議会設置要綱第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 2. 答申書

令和3年（2021年）2月19日

朝日村長 小林 弘幸 様

朝日村男女共同参画審議会  
会長 塩原 智恵美

### 第3次朝日村男女共同参画計画の策定について（答申）

令和2年7月10日付け2朝総第104号で諮問のありました標記について、当審議会で慎重に審議した結果、別添「第3次朝日村男女共同参画計画（案）」のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の基本目標にご配慮いただき、計画の基本理念である、「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」を目指して、村が一丸となり、着実に推進されるよう要望します。

#### 記

##### 基本目標Ⅰ 「男女共同参画の基盤整備」

男女共同参画推進のための基盤整備等は、本計画を進めていくうえで根幹となる環境条件のため、早急に実施いただきたい。

##### 基本目標Ⅱ 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

家庭、仕事、政策・方針決定の場、地域活動などあらゆる分野において、性差別や固定的な役割分担に左右されることなく、望んだ生き方ができる社会を目指し、各場面に応じて積極的に推進いただきたい。

##### 基本目標Ⅲ 「安心・安全な暮らしの実現」

近年、感染症や災害が頻発しており、私達の安心・安全な暮らしが脅かされている。安全で健やかな毎日を送れるよう、計画に沿って確実に推進いただきたい。

## 第5節 策定の経過

日付	策定経過	協議内容
令和2年7月10日	第1回朝日村男女共同参画審議会	・計画策定の概要説明 ・長野県人権・男女共同参画課による講義
令和2年7月31日	第1回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会	・現状と課題の確認 ・村民アンケート調査項目等
令和2年8月6日	第2回朝日村男女共同参画審議会	・村民アンケート調査項目等
令和2年8月20日 ～9月10日	「男女共同参画社会に関する村民アンケート調査」の実施	
令和2年9月14日 ～9月30日	庁内ヒアリング	
令和2年10月28日	第2回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会	・村民アンケート結果 ・庁内ヒアリング結果 ・計画骨子案
令和2年11月5日	第3回朝日村男女共同参画審議会	・村民アンケート結果 ・計画骨子案
令和2年12月16日	第3回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会	・計画素案
令和2年12月21日	第4回朝日村男女共同参画審議会	・計画素案
令和3年1月8日 ～2月5日	パブリックコメントの実施	
令和3年2月9日	第4回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会	・パブリックコメント結果の確認と対応
令和3年2月19日	第5回朝日村男女共同参画審議会	・パブリックコメント結果の報告 ・答申



---

認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村  
第3次朝日村男女共同参画計画  
女性活躍推進計画・DV対策基本計画  
(令和3年度～令和7年度)

---

発行：令和3年3月 朝日村  
〒390-1188 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555番地1  
電話：0263-99-2001  
ホームページ：<https://www.vill.asahi.nagano.jp/>